

## 特別支援教育の理解推進に関する研究

### - 盲・聾・養護学校のセンター的役割について -

教育支援部特別支援教育課

#### 研究の概要

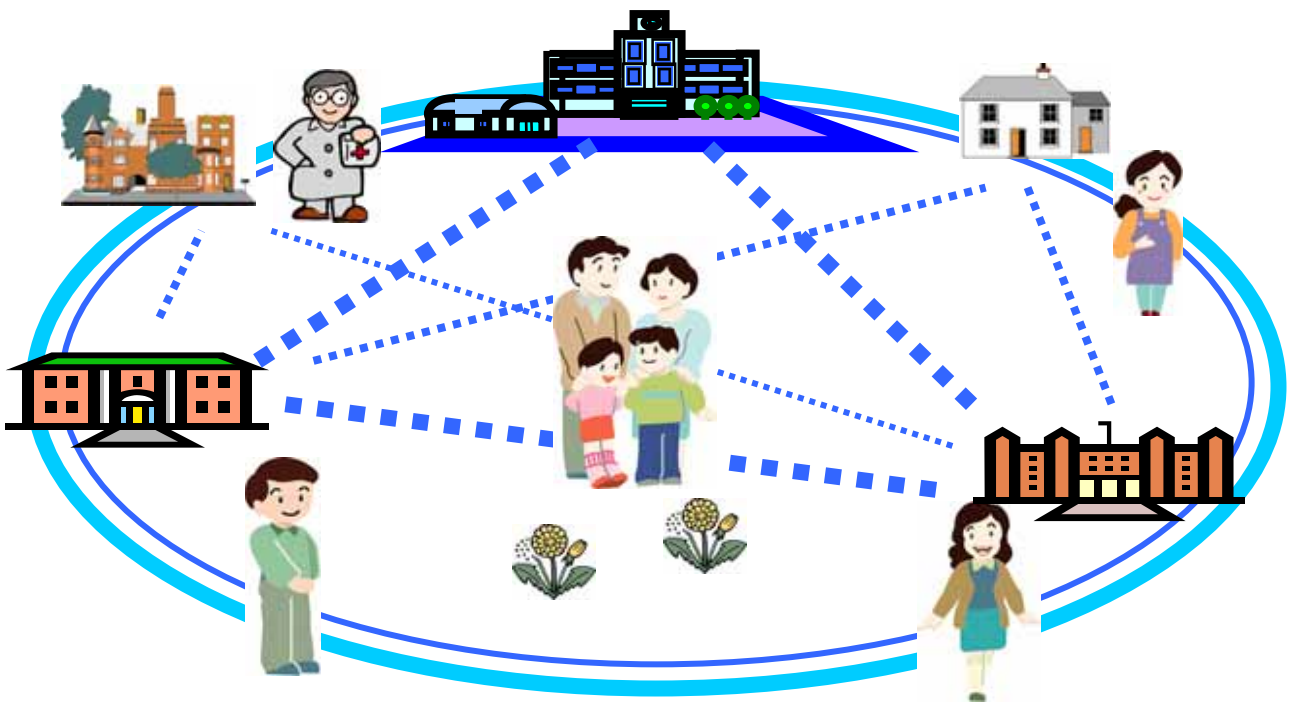
特殊教育から特別支援教育への大きな変革の時に、盲・聾・養護学校が果たす特別支援教育のセンターとしての役割への期待は大きいものがある。

そこで本研究では、盲・聾・養護学校の特別支援教育のセンターとしての役割について調査・研究を行い、盲・聾・養護学校に備えるセンター的機能を、「教育相談」「研究・研修」「理解・啓発」の三つの枠組にまとめる考え方を示した。

そして、盲・聾・養護学校が三つの枠組によって、具体的にどのようにセンター的役割を發揮していけるのかを、研究協力校の実践事例としてまとめた。

また、盲・聾・養護学校が地域でセンター的役割を効果的に發揮するための組織として、盲・聾・養護学校間ネットワークを立ち上げ、その在り方を追究してきた。地域支援を支えるネットワーク活動の一端をここに報告する。

キーワード：特別支援教育、センター的機能、特別支援教育コーディネーター、校内体制、盲・聾・養護学校間ネットワーク



## 目 次

### 研究の背景と目的

研究の期間及び方法	35
1 研究の期間	35
2 研究の方法	35
(1) 平成 15 年度 (第 1 年次)	35
(2) 平成 16 年度 (第 2 年次)	36
研究の内容	36
1 盲・聾・養護学校のセンター的役割の在り方	36
(1) センター的機能として整備する内容	36
(2) センター的役割を果たすための三つの枠組み	36
2 センター的役割を発揮するための校内体制とネットワークの在り方	42
(1) 校内組織の在り方	42
(2) コーディネーターを中心とした校内体制	42
(3) 盲・聾・養護学校間ネットワークの在り方	43
盲・聾・養護学校のセンター的役割実践事例	48
1 学校体制とコーディネーター	48
実践事例 1 「コーディネーターを中心とした地域支援」	48
実践事例 2 「センター化に向けた学校体制づくりとコーディネーターの役割」	54
実践事例 3 「学校全体でセンター的役割を担うには ～校内体制づくりとコーディネーターの役割～」	58
2 理解・啓発と地域の相談支援体制	62
実践事例 1 「広域の支援体制づくり」	62
実践事例 2 「小・中学校に在籍する障害のある子どもへの 相談・支援機能の在り方」	66
実践事例 3 「地域との幅広い交流活動」	70
3 研修・研究の支援と連携	74
実践事例 1 「センター的機能確立を目指した効果的な事例研修会の進め方」	74
実践事例 2 「地域の小・中学校等への研修支援」	78
研究のまとめと今後の課題	82

## 盲・聾・養護学校のセンター的役割について

教育支援部特別支援教育課

### 研究の背景と目的

平成 15 年 3 月 28 日に、文部科学省から「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が示され、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育（本県では養護教育と呼ぶ）」から、通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒も含め、障害のある児童生徒に対して、一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることが提言された。

最終報告の中には、盲・聾・養護学校に対して、地域における特別支援教育のセンターとして、小・中学校等を支援する必要性が示されている。さらに、平成 16 年 12 月 1 日に中央教育審議会より示された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」においては、盲・聾・養護学校の特別支援教育のセンター的機能について述べる中で、地域の小・中学校を積極的に支援していくことが強調されている。

特別支援教育の推進のために、盲・聾・養護学校の今後の在り方には大きな期待が寄せられている。そこで本研究では、盲・聾・養護学校のセンター的機能について考察し、地域で果たすセンター的役割の基本的な考え方と内容を整理してまとめていくことにした。また、盲・聾・養護学校間の連携及び盲・聾・養護学校と地域の関係機関との連携の在り方を考察するとともに、平成 16 年度から静岡県の特設支援教育センターとして発足した、静岡県総合教育センター特別支援教育課とのネットワークの在り方を追究していくことを研究の目的とした。

### 研究の期間及び方法

#### 1 研究の期間

平成 15 年度から平成 16 年度までの 2 年間。

#### 2 研究の方法

##### (1) 平成 15 年度（第 1 年次）

##### ア 盲・聾・養護学校のセンター的な役割に関する取組の実態把握

各校の具体的な取組及び課題を整理する。

##### イ 課題改善のための方策の検討

研究協力校における実践報告を受け、改善及び充実のための方策を協議する。

ウ 盲・聾・養護学校のセンター的機能についての基本的な考え方と内容の整理

「教育相談の機能」「研究・研修の機能」「理解・啓発の機能」の三つの視点を通して整理する。

## (2) 平成 16 年度（第 2 年次）

ア 盲・聾・養護学校のセンター的役割の在り方についての実践的研究

研究協力校における実践的研究を通して、特別支援教育コーディネーターを中心としたセンター的役割の在り方や、具体的な教育相談の在り方、小・中学校等への支援の在り方等を明らかにする。

イ ネットワークの在り方の検討

盲・聾・養護学校間ネットワークを組織し、地域の医療・保健・福祉・労働・教育等の関係各機関との連携の在り方を明らかにする。

ウ 盲・聾・養護学校のセンター的役割に関する実態調査

「教育相談」「研修・研究」「理解・啓発」について、どのようなセンター的役割を備え、実施しているかを調査する。

## 研究の内容

### 1 盲・聾・養護学校のセンター的役割の在り方

#### (1) センター的機能として整備する内容

中央教育審議会から示された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」の中に、今後の特別支援学校に期待されるセンター的機能について、以下のとおり示されている。

小・中学校等の教員への支援機能

特別支援教育等に関する相談・情報提供機能

障害のある児童生徒等への指導機能

医療、福祉、労働などの関係機関との連絡・調整機能

小・中学校等の教員に対する研修協力機能

地域の障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能

しかし、以上のセンター的機能は、どの盲・聾・養護学校も一律に、これらすべての機能を担うこととするのは、現段階では現実的ではなく、各学校の実情に応じて弾力的に対応できるようにすることが必要である。

#### (2) センター的役割を果たすための三つの枠組み

盲・聾・養護学校が地域において果たす特別支援教育のセンター的役割は、幾つものセンター的機能が相互に関連して初めて有効に発揮することができるものである。本研究では、平成 15 年度の中間まとめで、これらのセンター的機能を三つの枠組みに整理して示した（図 1）。

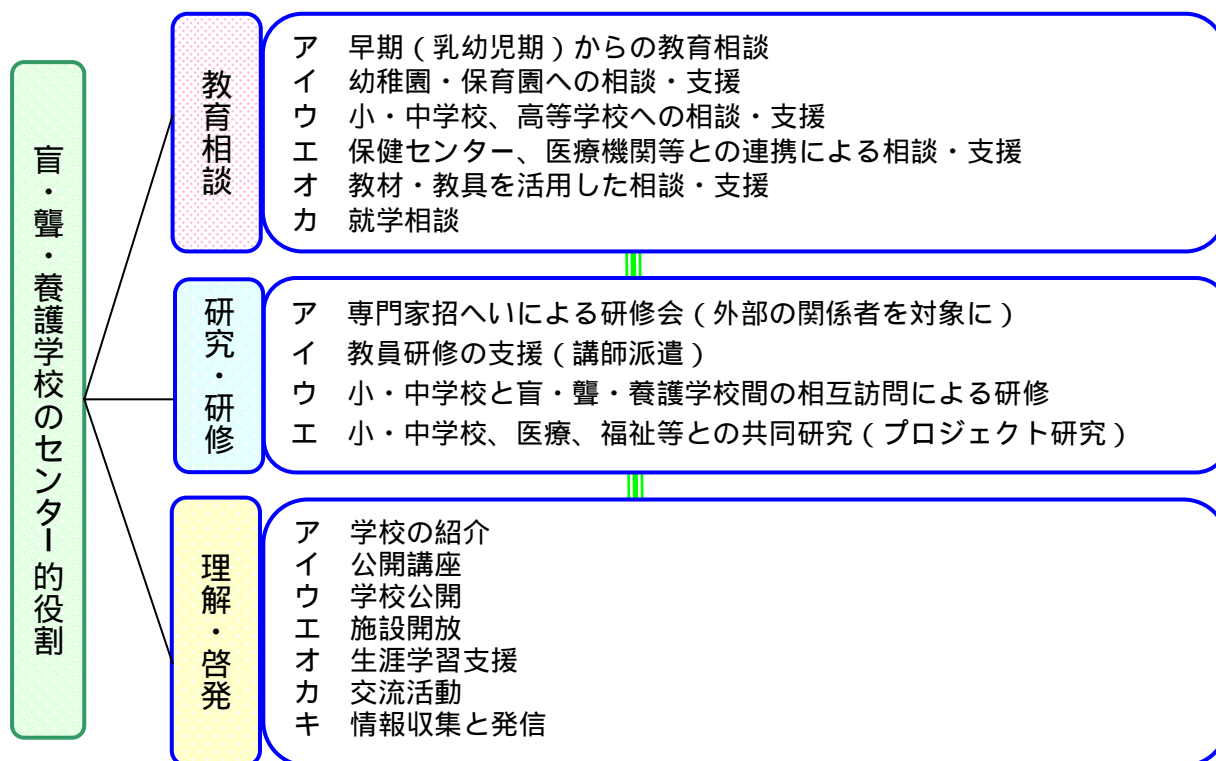


図1 センターの役割の三つの枠組みと機能

各盲・聾・養護学校が備えるセンター的機能の基本的内容は、概ね図1に示す三つの枠組みに集約できる。そして、各学校は、それぞれの校種による専門性の違いや地域の特性に応じて、この三つの枠組みの中の機能を整えることが必要である。

三つの枠組みを設けることの最大の効果は、盲・聾・養護学校の特別支援教育のセンターとしての役割をシンプルに表示することで、その内容が分かりやすくなることである。地域の特別支援教育センターとしての役割を発揮するためには、そのサービス内容（センター的機能として備える支援内容）が外部の利用者に分かりやすく、利用しやすいものでなくてはならないと考える。

そこで、どの盲・聾・養護学校にも、基本的にセンター的役割の三つの窓口を開き、さらに、その中のサービス内容を具体的に示すようにすると、支援を求める人が、自己の目的に応じた学校を探しやすくなると思われる。例えば、教育相談では、相談の主訴と各学校の専門とする教育相談の内容を照らし合わせて選択して申し込むことができるし、研修では、受講できる研修の内容や方法が具体的に示されていることで、利用する上での利便性が向上すると考える。

また、盲・聾・養護学校間及び他機関との間で連携を図ろうとする時に、センター的役割について学校間で共通の枠組を持つことは、話し合いを進める上でも、実務的なやりとりを進める上でも、お互いに共通認識を持ってできるということであり、連携の正確さや効率化を図る上でも、枠組みを設ける意義は大きいと考える。

次に、三つの枠組みについて、それぞれの取組状況を明らかにし、今後の在り方を考察する。

## ア 教育相談

### (ア) 盲・聾・養護学校の教育相談の現状

平成16年度に行った、「盲・聾・養護学校におけるセンター的役割に関する実態調査」の結果

から、県内の盲・聾・養護学校が行っている教育相談の状況をまとめた結果が表1である。

盲・聾・養護学校は、総数で4,107人の教育相談に応じている。学校種別に見ると盲学校、聾学校の教育相談が全体の約66%を占めており、大変多いことがわかる。視覚・聴覚の障害については、以前から医療、保健の機関との連携による早期発見・療育のシステムが機能しているため、乳幼児を中心に多くの教育相談に対応している。

相談対象を年齢別にみると、知的障害養護学校では5歳児の就学相談が圧倒的に多いという実態がある。また、知的障害養護学校と病弱養護学校の中学生の教育相談が多いことも特徴的である。高等部進学を控えての進路相談や情緒的な問題に対応した教育相談のニーズが高まる時期であることを示していると思われる。

相談の主な内容をまとめると表2のような内容である。相談者は、障害について専門的な相談や育児、福祉制度、進路等、幅広い相談を求めて各盲・聾・養護学校に相談をしていることが分かる。

相談の形態は、相談者が来校して行う「面接相談」を主にしつつ、保健センターや小・中学校等に出向いて相談を行う「出張教育相談」も多くの盲・聾・養護学校で行っている。

例えば、県西部地区の浜松養護学校及び浜北市立養護学校では、実践報告（本紀要第 章2 - 実践事例1・2）に見るように、地域の幼稚園、小・中学校を対象に「出張教育相談」を行っている。県内の他の盲・聾・養護学校でも、通常の学級の軽度発達障害の子どもの支援に取り組んでおり、そのニーズは増加している。

表1 教育相談の実施状況（平成15年度実績）（単位：人）

	盲学校		聾学校		知的障害養護学校		肢体不自由養護学校		病弱養護学校		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
乳幼児	480	50.4%	1,380	77.9%	295	41.9%	91	31.0%	0	0.0%	2,246
小学生	194	20.4%	236	13.3%	156	22.2%	74	25.2%	89	23.1%	749
中学生	34	3.6%	47	2.7%	232	33.0%	56	19.0%	256	66.3%	625
高校生	13	1.4%	24	1.4%	2	0.3%	17	5.8%	39	10.1%	95
その他	231	24.3%	84	4.7%	19	2.7%	56	19.0%	2	0.5%	392
計	952		1,771		704		294		386		4,107
		23.2%		43.1%		17.1%		7.2%		9.4%	

表2 主な相談内容

学校種	主な相談内容
盲学校	視力、視覚補助具、療育、学習、日常生活、進路、就学、保護者ケア
聾学校	きこえ、ことば、補聴器、子育て、学習、進路、保護者支援、聴覚管理
養護学校	発達相談、育児相談、福祉支援、家庭生活、就学、学校生活、通常の学級への支援、授業支援、保護者相談、教材・教具

### (イ) 今後の在り方

今後、盲・聾・養護学校に求められるものとして、通常の学級で支援を求める子どもたちにどう対応すればよいかという相談が多くなるとと思われる。そのため、教育相談が盲・聾・養護学校のセンター的役割の中心的な活動になっていくと思われる。そして、教育相談活動を支えるため、

担当者の事例研修や情報交換の機会が必要になってくると考える。

また、盲・聾・養護学校の教育相談と静岡県総合教育センターの教育相談「あおぞら」との連携の重要性が増し、以下のような対応も必要になってくると考えられる。

「あおぞら」で受けた相談で、相談者が希望する場合、居住地に近い盲・聾・養護学校の教育相談に引き継いで支援をしていく。

盲・聾・養護学校において受けた教育相談の内、市町村教育委員会や在籍校との連携に特別な配慮を要し、慎重な対応が求められるケースについて、「あおぞら」と連携した対応を進める。

「あおぞら」の実施する巡回相談と、盲・聾・養護学校の出張相談の連携を図る。

特別支援教育課の行う学校支援の業務（出張相談）と、盲・聾・養護学校の小・中学校等への支援との連携を進め、学校コンサルテーションにおける連携システムを構築する。

## イ 研究・研修

### (ア) 盲・聾・養護学校の研修に関するセンター的機能の現状

盲・聾・養護学校では、自校の指導の専門性を高める目的で独自に研修会を実施している。その実態が調査によって明らかになった。

研修会の企画・実施状況は表3のとおりである。平成16年度には県内の盲・聾・養護学校全体で100の研修講座が計画されており、そのうち、小・中学校等に案内されているものが49講座である。その中で、特別支援教育の概要や軽度発達障害の理解に関するものが9講座である。

表3 盲・聾・養護学校の研修（平成16年度）

学 校 種	研修講座	外部に案内した研修講座	軽度発達障害に関する研修
盲学校	21	7	* ( ) は内数
聾学校	10	3	
知的障害養護学校	51	30	( 8 )
肢体不自由養護学校	16	8	( 1 )
病弱養護学校	2	1	
合計	100	49	( 9 )

盲・聾・養護学校の教員で、小・中学校等に出向いて研修講師を務められる者は、表4に示すとおり164人である。講義と演習による研修を行うことのできる者がその内の約52%を占めている。講義の内容は、盲・聾・養護学校の障害種に応じた豊富な内容が用意されている。軽度発達障害にかかわる講義内容（下線部分）は少ないが、盲・聾・養護学校ではこのケースに対応する機会が少ないため、やむを得ない数字かと思われる。

しかし、盲・聾・養護学校が持っている個別の指導計画の立案や、発達障害に対する指導のノウハウは、小・中学校等に在籍する軽度発達障害の児童生徒の支援に大いに有効であると考えられる。とは言え、このような指導上のノウハウは、そのまま通常学級における支援に用いることは現実的ではないため、各盲・聾・養護学校では、障害別の専門性のどの部分が、どのように役立てることができるのかを研究し、支援のノウハウを構築することが必要である。

県西部地区の県立浜名養護学校では、養護学校を会場にして、近隣の小・中学校等の教員や保育園・幼稚園、保健センター、児童相談所職員と一緒に事例研究会を行っている（本紀要第3章 - 実践事例1）。このような活動は、養護学校の持つ専門性を、小・中学校等の実態に応じて提

供していくための研究の場になっている。また、関係者が集まったの事例研修は地域支援のネットワークの発展につながっている重要なものである。

表4 小・中学校等への派遣可能な講師人数と研修テーマ（平成16年度）

学校種	講師数 (人)	主 な 研 修 テ ー マ
盲学校	22	視覚障害教育全般、視覚障害児の早期教育、視覚障害の理解、視覚障害疑似体験、弱視児の教育、視覚障害児の歩行訓練、視覚障害児の教科学習、点字指導、視覚障害者のスポーツ、総合的な学習の時間の支援
聾学校	14	聴覚障害児の教育相談、聴覚障害児教育（幼児期の指導、聾重複児の指導、発音指導、言語指導）、補聴器のフィッティング、 <u>幼児の心と言葉を育てる両親支援</u> 、聴覚障害児の教科指導、手話の表現、通常学級における難聴児への配慮
養護学校	128	生活単元学習、遊びの指導、就学指導、就労支援、 <u>自閉症の指導</u> 、 <u>個別の指導計画</u> 、作業学習、進路指導、自作教材教具の作成と活用、障害児教育におけるコンピュータ活用、肢体不自由の運動・動作の学習、医療的ケアの子どもの指導、 <u>各種検査法の実技</u> 、音楽療法、知的障害養護学校の教科の指導、 <u>子どもの行動の見方と支援</u> 、 <u>子どもの家庭生活への支援</u> 、 <u>軽度発達障害のある子どもの支援</u> 、 <u>重度・重複障害児のコミュニケーション</u> 、 <u>自立活動の計画と作成</u> 、障害者スポーツ
合計	164	

#### (イ) 今後の在り方

県内の盲・聾・養護学校には研修講師を務められる専門性を持った教員が大勢いること、また、各学校で専門性を高める研修会を多く実施していることが調査によって明らかになった。

そこで、今後は盲・聾・養護学校の研修企画・運営に当たっては、近隣の盲・聾・養護学校が連携し、互いの専門性を活用し合う研修を行うことが重要になる。また、地域の小・中学校等に案内のできる研修を積極的かつ意図的に企画実施することも重要である。その際、近隣の盲・聾・養護学校間で研修内容及び時期等の調整を行い、小・中学校等から参加しやすい研修計画を立てることが望まれる。

また、地域の小・中学校等に盲・聾・養護学校の教員を派遣して行う研修や相談の支援が、今後も求められていくと考える。このニーズの拡大に対応するためには、幾つかの市町村を合わせた広い地域（例えば障害保健福祉圏域が考えられる）に存在する盲・聾・養護学校間で支援体制を構築していく必要がある。

そこで、静岡県総合教育センター特別支援教育課では、平成16年度から立ち上げた「盲・聾・養護学校間ネットワーク」の機能を生かし、各盲・聾・養護学校の研修会に関する情報（講師情報、研修資料、研修評価等の情報）を共有し、活用するシステムを用意していく必要がある。そのために、平成15年度から始めた、「盲・聾・養護学校のセンター的役割に関する実態調査」を今後も継続し、各学校の研修メニューや講師人材リスト等の資源の情報収集と提供に努め、活用を推進していきたいと考える。

#### ウ 理解・啓発

##### (ア) 理解・啓発に関する取組の現状

障害のある人もない人も、共に地域で育ち、学び、生活していくことが当たり前の社会を実現していくためには、盲・聾・養護学校は障害のある子どもとその教育についての理解を広めるように、地域の人々に情報発信していくことや、理解を深める活動を積極的に推進していくことが



重要である。

盲・聾・養護学校がどのような取組をしているのかを、表5に示した。その中で、具体的な取組として、下線を付けた活動を紹介しますと、県西部地区の県立浜松聾学校（本紀要第 章2 - 実践事例3）のように、交流教育を障害の理解・啓発の機会として重視した例がある。交流教育をより効果的に実施するために、この学校で工夫している点として、事前に交流相手校の生徒に指文字で自分の名前を言えるようにする予備学習の課題を与えていること等が挙げられる。

また、県立袋井養護学校（本紀要第 章1 - 実践事例1）においては、交流先の小・中学校及び高等学校にも出向いて、「出前授業」を行い障害の理解・啓発に努めている。

表5 盲・聾・養護学校が行っている理解・啓発の活動

区 分	取 組 内 容
関係機関への働きかけ	関係機関とのネットワーク作り、市町村福祉課、保健センター訪問 保、幼、小・中、高、盲・聾・養護学校や関係機関との連携 小・中学校への理解・啓発活動 病院への理解・啓発活動 企業懇談会、職場の理解・啓発
広報活動	広報活動、支援活動、パンフレット、相談案内の配布 養護学校展開催（地域の公共施設で）作業作品展示・販売、児童生徒の作品紹介 各市町村の広報誌への掲載、地域向け学校便りの発行、町内新聞の発行 地区コミュニティだよりへの投稿 ホームページ
学校公開	学校の施設・設備を活用（障害児（者）の余暇活動や生涯学習） 学校見学、体験の受け入れ 体験入学、学校説明会 行事等の公開、学校行事の案内（運動会、学習発表会） 外部人材活用
交流	交流教育の推進（学校間交流、地域交流、居住地交流） 交流の事前授業（障害の正しい理解と対応のための出前授業） 地域交流（人材バンクの充実）地域資源の情報収集
体験・研修	研修会の開催、地域の小・中学校等の研修会への参加 小・中学校、高等学校の地域学習支援（福祉体験等） 研修による校内の理解・啓発、校内へ情報提供（地域支援課便りの発行） 高校生ワークキャンプ等、校外行事への協力・支援 地域の障害児（者）の生活や生涯学習を支援するボランティアの養成

#### (イ) 今後の在り方

理解・啓発に関する活動は、盲・聾・養護学校の教育活動を知ってもらうことだけでなく、小・中学校に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある子どもの教育についても、理解・啓発に努める必要がある。

自校の児童生徒だけでなく、地域の全ての障害のある子どもたちへの支援の充実に向けて理解・啓発に取り組むことが、盲・聾・養護学校のセンター的役割として求められている。

そのため、盲・聾・養護学校の教員は、特別支援教育の理念の理解を深め、意識を高めなくてはならない。そして、医療、保健、福祉の関係者や幼稚園・保育園、小・中学校等の教員、地域の人々など、障害のある子どもたちの教育や学校卒業後の生活支援にかかわる立場の人々への理解・啓発に努めなくてはならない。今後、このような理解・啓発を進める方法として、開かれた学校を推進し、地域のボランティアや福祉、労働の関係者と共同で、地域のすべての障害児（者）の支援活動の充実に務めていくことが一つの大きな課題ではないかと思われる。

## 2 センターの役割を發揮するための校内体制とネットワークの在り方

地域において盲・聾・養護学校のセンター的役割が有効に發揮されるためには、まず校内の組織体制が整備され、しっかりと機能していることが重要である。その上で、盲・聾・養護学校間のネットワークを組織し、地域の各機関との連携を進めていくことが重要となる。

### (1) 校内組織の在り方

平成 16 年度の県立盲・聾・養護学校 19 校における分掌組織を見ると、センター的機能を担う分掌を設置している学校が 17 校 (90%) である。平成 14 年度が 8 校 (42%) であったので、この 3 年間で各学校の校内組織整備が急速に進んだことが分かる (図 2)。

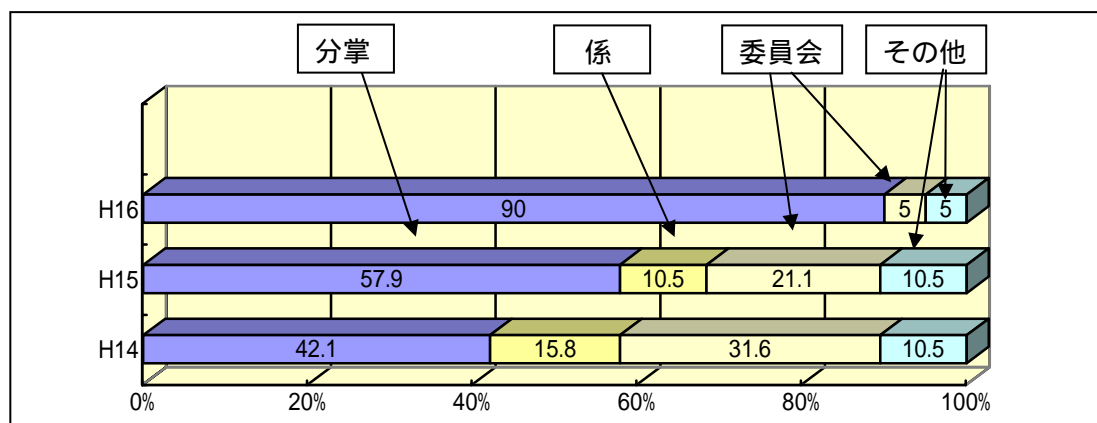


図 2 校内組織の位置付けの推移 平成 14 年度～平成 16 年度

校内組織の特色は、センター的役割を推進するために設けられた地域支援課や教育相談課等の課が、他課の機能と役割分担を明確にした活動を展開しつつ、それらを統括し、連携させながら、学校全体の取組としてセンター的役割を發揮するように努めていることである。

### (2) コーディネーターを中心とした校内体制

県内の各盲・聾・養護学校においては、センター的役割を推進する部又は課を校務分掌に明確に位置付けることはほぼ達成されている。しかし、校内体制とは、担当課や担当者を配置し業務を明確にすれば完成ということではない。

今後は、センター的役割を發揮していくために、関係各課の有機的連携システムの構築を図りながら、校内組織の整備を進めていくことが課題となる。そこでは、学校としての明確な目標を誰もが共通理解した上で、必要に応じて分掌や学部等の組織の連携を行い、校内の誰もが協働できるような体制を築いていくことが重要である。

この時、教職員の共通理解と協働を導く者が特別支援教育コーディネーターである。このコーディネーターが強力な推進力を發揮できるようにするには、校内分掌に専任としてしっかり位置付けて権限と責任を与えることと、コーディネーターの役割に対する学校全体の共通理解と協力が必要である。

そして、コーディネーターを中心にして、各学部や分掌等の組織の連携を図り、特別支援教育

の充実に向けて学校の在り方を定めていくことに努めなくてはならない。

県立浜松盲学校と県立天竜養護学校の実践事例（本紀要第 章 1 - 実践事例 2・3）は、校内体制の充実と特別支援教育コーディネーターの役割について追究した実践である。いずれも、養護学校が特別支援教育のセンターとして機能していくために、コーディネーターを中心に位置付けた体制整備と、教職員が同じ意識を持ち、学校全体でセンター的役割を担っていく校内体制づくりの重要性について述べている。

### (3) 盲・聾・養護学校間ネットワークの在り方

#### ア 盲・聾・養護学校間ネットワークの概要

平成 16 年度の研究活動の一環として「盲・聾・養護学校間ネットワーク」を組織した。これは、盲・聾・養護学校が総合的に地域のニーズに応える支援体制を充実させるために、相互に専門性を補い合い、各学校がセンター的機能を効果的に発揮できるように立ち上げたものである(図 3)。

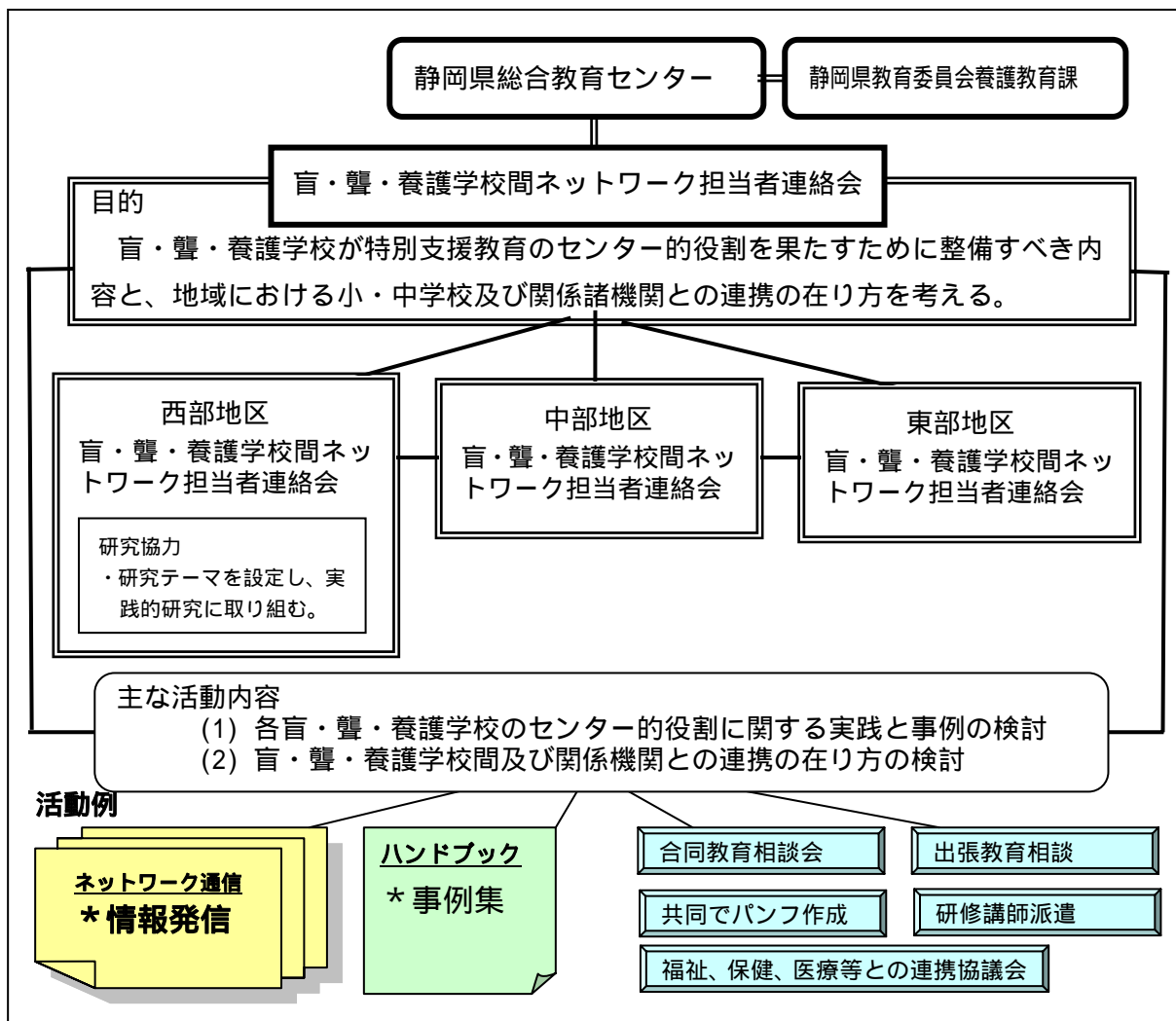


図 3 盲・聾・養護学校間ネットワークの概要

「盲・聾・養護学校間ネットワーク」は、県内の全ての盲・聾・養護学校（分校・分教室も含む）で構成することとし、静岡県総合教育センター特別支援教育課が主管し、年間 3 回の盲・聾・養護学校間ネットワーク担当者連絡会を計画・実施した。ここで言う担当者とは、各学校がセン

ターの役割を果たすときに中心的な立場にある教員（特別支援教育コーディネーターの役を担う者）とした。

さらに、実際の各学校のセンターとしての取組を地域の実態に応じたものにするために、県内の東部、中部、西部に地区別盲・聾・養護学校間ネットワークを組織し、各地区独自の活動を奨励した。

静岡県総合教育センター特別支援教育課は、静岡県の特別支援教育センターとして、各地区の盲・聾・養護学校間ネットワークの活動が、個々ばらばらなものでなく、県として、連携と一貫性のある組織的な活動になるようにコーディネートし、必要に応じて支援していく役割に努めた。

## イ 活動内容

### (ア) 盲・聾・養護学校間ネットワーク担当者連絡会

盲・聾・養護学校間ネットワーク担当者連絡会（以後、ネットワーク連絡会と言う）は、研究協力員会と同時開催として、年3回、計画・実施した（表6）。

表6 盲・聾・養護学校間ネットワーク担当者連絡会の年間計画

回	期 日	主 な 内 容	場 所
第1回	平成16年 5月 7日(金)	ネットワークの活動計画の協議	総合教育センター
第2回	平成16年10月 4日(月)	ネットワーク活動の進捗状況報告と協議	総合教育センター
第3回	平成17年 1月21日(金)	ネットワーク活動の評価と今後の計画協議	総合教育センター

ネットワーク連絡会の内容は、全体会で情報の共有化を図ることと、地区別部会（県を東・中・西部に3分した地区であり、それぞれに盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校、知的障害養護学校がある。病弱養護学校は東部と西部にある。）で、それぞれの地域性に合ったネットワークの在り方を協議することを計画した。また、本課の研究のねらいや方法の共通理解を図るとともに、研究の進捗状況や成果を共有する機会となるようにした。

例えば、第1回ネットワーク連絡会の午前の全体会では、学校の果たすセンター的役割を「教育相談」「研究・研修」「理解・啓発」の三つの枠組みに整理して、地域の小・中学校等の支援に当たることを示し、確認をした。

表7 盲・聾・養護学校間ネットワークに期待する取組内容

センター的役割	ネットワークを活用して取り組みたいこと
教育相談	早期からの教育相談に関する連携 地域の小・中学校への支援に関する連携 地域の専門機関（医療、保健、福祉、教育）との連携 盲・聾・養護学校間の連携（紹介・協力） 学校外で行う教育相談・支援における連携
研究・研修	講師（人材）の効果的活用 地域内の研修の構造化（時期、場所、内容） 教材・教具のデータベース化と活用・支援研修 プロジェクト研究への挑戦（他機関との協働） 教員の専門性向上に関する研修
理解・啓発	各校のホームページの基本内容（相談、研究・研修、理解・啓発）検討 ネットワークを生かした情報発信（パンフレットの共同作成・配布） 「県内の盲・聾・養護学校活用ハンドブック」作成

また、この盲・聾・養護学校間ネットワークに期待することとして、地域支援の充実を図るために、表7に示すような内容をネットワークが取り組んでいく内容として例示した。

そして、午後の地区別部会では、地域の特別支援教育を支える盲・聾・養護学校のセンターとしての在り方や、この盲・聾・養護学校間ネットワークの在り方について協議し、地区ごとに具体的に平成16年度の取組内容を決定した(図4)。

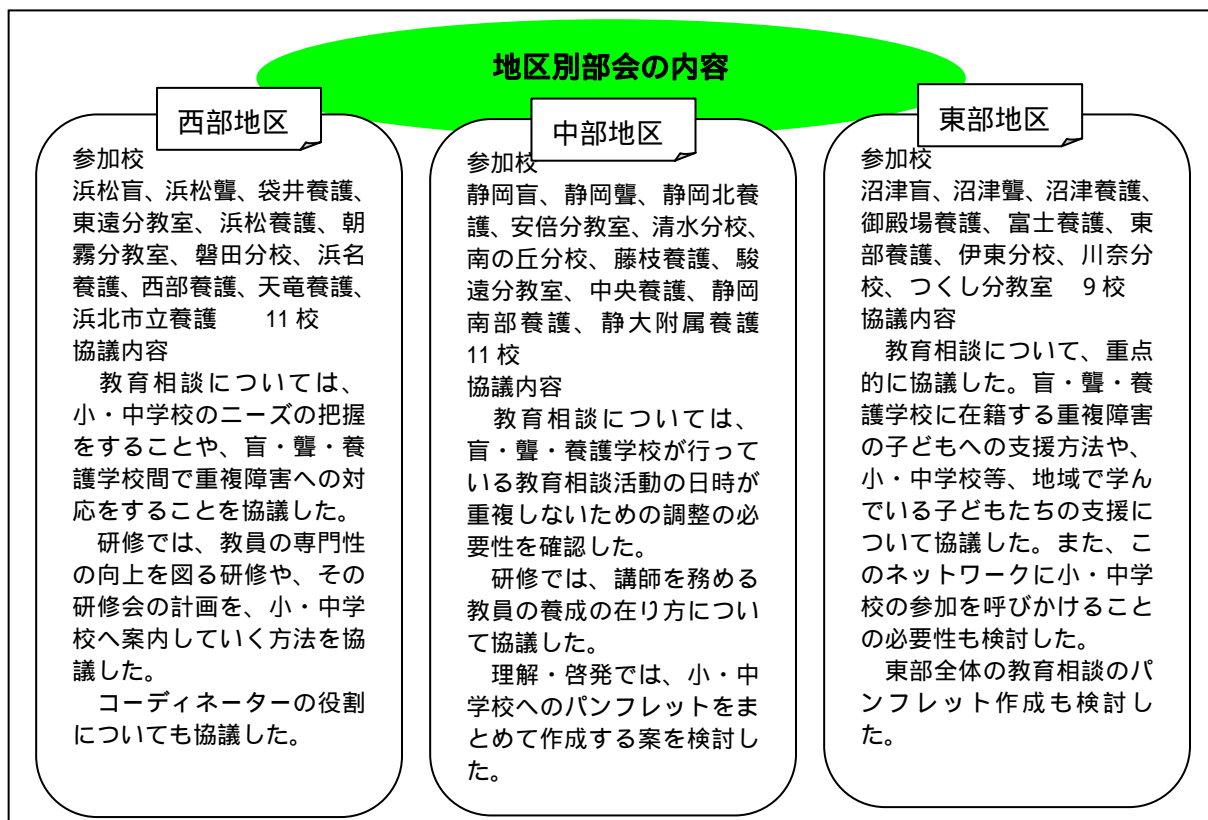


図4 第1回盲・聾・養護学校間ネットワーク担当者連絡会地区別部会の協議内容

(1) 各地区において行われる地区別盲・聾・養護学校間ネットワーク連絡会

盲・聾・養護学校間ネットワークが、地域のニーズに応じた機能を発揮するためには、静岡県総合教育センターで行う年間3回のネットワーク連絡会の他に、各地区で独自に開催する地区別ネットワーク連絡会の活動が必要であった。そこで、各地区の盲・聾・養護学校長会との連携を図り、地区別盲・聾・養護学校間ネットワーク担当者連絡会を開催するようになった。

地区別の盲・聾・養護学校間ネットワークは、地域の実情に応じた方法と内容で自主的な活動を展開してきており、東部地区で4回、中部地区で2回、西部地区で1回の自主開催をしている。

地域支援に向けたネットワークの具体的な取組例としては、東部地区の盲・聾・養護学校間ネットワークの各学校が合同で、沼津駅前の地域交流プラザ「パレット」を会場にして月1~2回の定期的な合同教育相談会を開始したり、これまで各学校が独自に作成配布していた教育相談等の学校案内を共同で作成したりと、ネットワークならではの活動を展開している。

また、中部地区の盲・聾・養護学校間ネットワークでは、小・中学校等への支援に際して、盲・聾・養護学校長会・教頭会と静岡市教育委員会や福祉機関との間で、連携の在り方を協議するなど、各関係機関との連携を拡大・発展させていく取組が始まっており、大きな成果を上げている。

## (ウ) 情報発信の活動

静岡県総合教育センター特別支援教育課の取組として、盲・聾・養護学校間ネットワーク担当者の連携を支援するため、毎月、「盲・聾・養護学校間ネットワーク通信」を発行した。各学校において熱心に取り組んでいるネットワーク担当者が、お互いの取組に関心を持つことや、連携のための情報資源として活用すること、さらには、小・中学校へ情報発信することを意図して発行してきた。毎月、継続して県内の盲・聾・養護学校、各市町村教育委員会、小・中学校に情報を発信し続けることで、この通信の存在が周知されるようになり、掲載した情報についての問い合わせが届くなど、特別支援教育に関する情報が求められていることを実感した。

また実践事例集兼、理解・啓発冊子として「盲・聾・養護学校活用ハンドブック」を作成した。これは、ネットワーク連絡会の全ての学校（分校・分教室を含む）が、自校のセンター的役割に関する取組について情報発信するようにしたものである。地域により、あるいは学校の規模や障害種の違い等により、センター的な役割への取組状況には学校間に差があり、県内のどの学校も同じような活動をとるには、まだ難しい課題を抱えている学校もある。だからこそ、こうして全ての学校が同じ冊子の中に自校の取組を公開し、刺激し合うことは、特別支援教育の充実に向けて有効なことであると考えます。

各学校のセンターとしての取組の違いは、その学校の専門とする障害種に基づく特徴であると言えるようにしたい。そして、それは学校の専門性と地域のニーズに応じて創り出されるものであって、決して、利用者にとって支援内容の不足になるような違い（学校間の差）にならないように留意すべきと考えます。

## ウ 盲・聾・養護学校間ネットワークと地域の関係機関との連携

盲・聾・養護学校間ネットワークは、図5に示すように、いくつかの市町村を合わせた広い範囲をカバーするように組織し、各市町村の小・中学校等からの支援の要請に応えるようにしている。そして、各盲・聾・養護学校は、市や町の中にあつて、それぞれに学校の専門性を発揮して特別支援教育のセンターとして努めている。

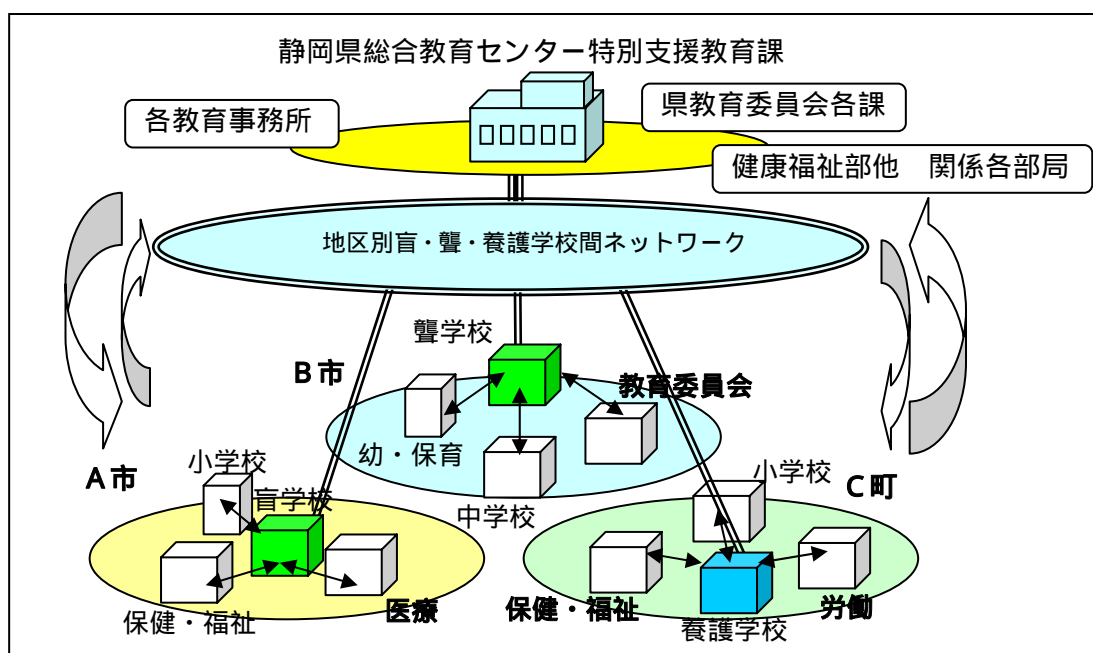


図5 地区別盲・聾・養護学校間ネットワークの概要

これからの特別支援教育においては、ますます障害の重度・重複化や教育的ニーズの多様化が進むことが予想される。そして、そこから生じる支援の要請に対しては、盲・聾・養護学校が単独で支援に当たることは困難な状況が多くなるであろうし、それを単独で抱え込むことは好ましくないと言える。

従って、小・中学校等の支援に当たる時には、盲・聾・養護学校間の連携を心掛けるとともに、地域における専門機関と連携して、その地域の支援体制を築きながら支援に取り組むことが重要となる。

この点については、すでに盲・聾・養護学校と地域の教育委員会や福祉機関及び保健センターとの連携が、各地区で積極的に行われるようになってきている。例えば、地域療育支援センターのコーディネーターとのネットワーク組織ができたり、地域の福祉、保健、教育の関係機関による圏域連絡調整会議が誕生したりしている。また、盲・聾・養護学校間ネットワークでは、各校が築いてきた連携のネットワークを共有することができるため、徐々にではあるが、各地において総合的な地域支援体制ができつつある。

このような支援体制の中で、盲・聾・養護学校はどのように小・中学校等の支援にかかわっていけばよいのか。基本は、小・中学校等が主体的・自立的に自校の特別支援教育を推進することであり、盲・聾・養護学校は、地域の支援体制の中で他機関と連携しながら、この小・中学校等の主体的な取組を支援するかかわり方を基本姿勢としていく必要があると考える。

次の章からは、盲・聾・養護学校がセンター的役割を果たすためにどのように取り組んでいるかを、実践事例として示していく。

<実践事例1>

『コーディネーターを中心とした地域支援』

静岡県立袋井養護学校

1 はじめに

特別支援教育の理念である「障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会」の実現のために、養護学校が地域の特別支援教育のセンターとして「今できること」の実践を、平成15年5月から取り組み始めた。その中から、出前授業と出前相談について述べる。

出前授業は、障害のある人への理解を深めるために、小・中学校、高等学校、ボランティア養成講座等で行った。養護学校で学ぶ児童生徒の姿から、「ゆっくりだけど、私と同じ」を感じ取り、「ひたむきな姿から自分を見つめなおす」きっかけづくりを目標に行った。

出前相談は、困っていても養護学校まで足を運ぶのは大変という人が気軽に相談できるように、相談者の居住地域や、「気になる子」の在籍する幼稚園、学校等で行った。

2 学校の概要

本校は小学部117人、中学部64人、高等部140人、計321人(含訪問教育)の児童生徒が在籍している知・肢併置の養護学校である。実際はさまざまな障害の児童生徒(知的、肢体、視覚、聴覚の各障害と自閉症等の発達障害と心身症)が在籍しており、総合養護学校となっている。

学区は御前崎市から竜洋町、佐久間町までの6市12町2村の広範囲に及び、通学時間が60分以上の児童生徒が27.4%である。

3 取組の概要

(1) 校内体制

障害のある子どもに、就学前から卒業後までの支援ができるように校務分掌組織は図1のようにした。生涯学習部長兼地域支援課長(コーディネーター)を専任にし、5課が連携して特別支援教育のセンター的役割をスムーズに行うことができるようにした。

コーディネーターは、教育相談や地域支援の窓口となり、日程や授業者、講師、情報提供依頼など校内の連絡調整をした。

また、各課員が就学前から卒業後までの支援という意識を持って活動するために、情報交換の場として生涯学習部会を月1回開いた。

他機関との連携を推進し、養護学校のセンター的機能についての啓発をしたり、地域福祉からの情報を校内に伝えたりした。

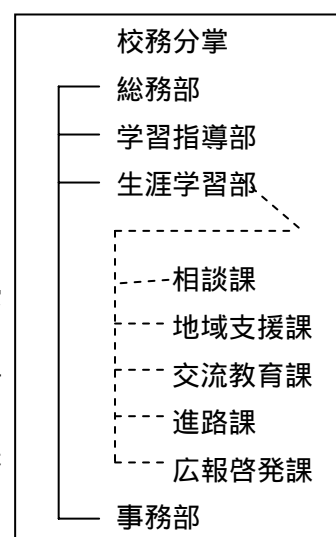


図1 校務分掌

(2) 研究内容与方法

校内体制を整え、コーディネーターを中心とした地域支援をどのように行うか明らかにするた



め、本校で行っている出前授業と出前相談の実践を通して研究を進めた。

#### ア 出前授業

障害のある人への理解を深め、共に生きることを当たり前のこととしてとらえることができるように、これまでも学校公開、学校見学、介護等体験などの受け入れを積極的に行ってきた。理解をさらに深めるために、依頼機関（学校、公民館、図書館、企業）に出かけて授業を行うことにした。

##### (ア) 受付から実施までの手順

申込受付 校内調整（役割分担、対応方法決定） 電話で連絡調整 講師派遣願の要請と受取

##### (イ) 平成 16 年度実施内容

###### a 学校を対象とした取組

学校間交流校での事前授業、居住地交流校での事前授業、看護実習の事前授業、福祉教育等に取り組んできた。

###### b 地域を対象とした取組

社会福祉協議会主催の福祉体験、福祉教育担当者研修、ボランティア養成講座などで、出前授業を行った。

#### イ 出前相談

従来から行っている、相談者に学校に来てもらっての教育相談に加えて、新たに出前相談を実施した。「子育て不安や気になる子への対応不安等悩みはあるが、養護学校まで行くのは気が重い」という状況の人がもっと気軽に、もっと早く相談することができるように考えた。

##### (ア) 受付から実施までの手順

申込受付 校内調整（日程調整、対応方法検討） 電話で連絡調整 相談員派遣願の要請と受取

##### (イ) 平成 16 年度実施内容

###### a 学校を対象とした取組

主な相談内容は、通常学級、養護学級で気になる子の支援方法であった。

###### b 地域を対象とした取組

相談課と地域支援課で合同実施。夏季休業中に袋井市役所、磐田市役所、掛川市教育センターで行った。主な相談内容は、子育て不安、幼稚園で気になる子の支援、就学相談、養護学級の指導についてであった。

## 4 実践事例

### (1) 出前授業

#### ア 居住地校交流事前授業（学校を対象とした取組）

##### (ア) 対象

本校小学部 4 年生の N くん（肢体不自由・知的障害、虚弱、聴覚障害の重複障害、移動はストレッチャー）が居住地校交流を行う相手校の 4 年生。

##### (イ) 目標

- ・ N 君について知り、びっくりしないで受け入れられる。
- ・ N 君に会ったらどうして話そうかと考えるきっかけをつかむ。

##### (ウ) 内容

###### a N 君の家は

- ・ K鉄鋼の近く 自転車屋さんの裏
- b N君の1日の暮らし 障害に気づく
  - ・ 1日の暮らしを見て「あれ」「どうして」を探そう
- c 好きなこと、できること
  - ・ 手を動かしておもちゃで遊ぶ(転がす、引っ張る)
  - ・ きらきら光る物 ぶらぶらしている物
- d N君のサイン
  - ・ 「もっとやって」「もっとほしい」は両手をもみもみ
  - ・ 「眠いよ」は耳の後ろを触る
  - ・ 「楽しいな」は笑顔または両手をぶんぶんさせる
- e 苦手なこと(障害)
  - ・ 歯磨き 一人にされること
- f 配慮してほしいこと
  - ・ 耳が聞こえにくいために、急に動かされるとびっくりするので、目を合わせたり、肩をとんとのしたりして合図してから、動かしてほしい
  - ・ ばい菌が体に入りやすいので、手を洗ってから体に触ってほしい
- g 養護学校での様子(ビデオ)
  - ・ 登下校は母が送迎 ストレッチャー 車内の様子
  - ・ マットの上で、くすぐりに反応する様子

表1 N君の1日の暮らし

N君の1日の暮らし	
7:30	起床 朝食 鼻からチューブでミルクを飲む(40分)
8:20	休憩
8:50	お母さんの車で登校 助手席に特別な仕掛け 横向きに寝る
9:30	学校到着 体操 勉強 給食 給食はミキサーにかけて、その後裏ごししたもの 月に1~2回病院に行く 早退してリハビリテーション の病院に行くこともある
15:30	下校
16:10	帰宅 マットに寝て遊ぶ
19:00	夕食 歯みがき マットに寝て遊ぶ お風呂は体調が良いとき、お父さんが早く帰ってきたとき
20:00	眠る 横向きに寝る

(I) 授業への反応と成果

- a 「なんで横に寝るの」「どうやってサイン覚えたの」「お金かかるね」等たくさんの気づきや質問があった。知りたい気持ちが伝わってきた。
- b N君が訪れたときは「ビデオで見たから知ってるよ」と声をかけてきたり、肩をたたいてあいさつしたりする子がいた。

イ 福祉に関する授業 (高等学校を対象とした取組)

(ア) 対象

A 高等学校1年生

(イ) 目標

- ・ 障害のある人の生活を知り、自分の生き方を見つめる。
- ・ 障害のある人への理解を深める。

(ウ) 内容

2人の本校高等部生徒の学ぶ姿と、これまでの人生の中で幾つもの困難を乗り越えてきたことを話した。一人は高等部から本校で学び、企業就労を目指すS君、もう一人は、小学部から本校に在籍している肢体不自由と知的障害の重複障害のH君である。本人と保護者にインタビューして内容を決めた。

- a S君.....ビデオ(朝の運動、作業学習、産業現場等における実習、休憩時間の語らい)を通して、ゆっくりだけれど、真剣に取り組んでいること、休日には遊びに行ったり、ゲームをして過ごしたりすることは私たちと同じ、卒業後に夢を持って今をがんばっていることを伝えた。

b H君……「歩きたい」という強い希望から、小学生の時に両親の元を離れて手術、リハビリに耐えたこと、ビデオ（電動車いすのスラローム、筋弛緩のためのマッサージ、生活単元学習、作業学習、作業所での実習、電動車いすサッカー）を通して、すべてのことを介助されて生活しているのではないこと、できることは自分でやるのが楽しいということ、徐々に筋力が落ちていく中で、積極的に友達とかかわり、外に出て行こうとしていることを伝えた。加えて、家族の思いを伝えた。

#### (I) 授業への反応と成果（感想文）

「目標を持つことができずその日暮らしの高校生が多いため、養護学校の生徒たちの姿から自分の生き方を見つめ直してほしい。」という主旨の依頼があり、この福祉授業を引き受けた。障害のある生徒が発信する力は想像以上のものがあつた。下記の感想文に代表されるように自分との違いと共通点とを感じ取り、自身の生活を見つめるきっかけになったと思う。

『障害があつても「仕事をしたい」「歩けるようになりたい」と思っていてとても前向きなことにすごいなあと思いました。ビデオで見た職場体験の様子ではとても一生懸命にやっていることが伝わってきました。他にも友達としゃべっている様子、トレーニングで走っている様子、地図を作っている様子などを見て、とてもがんばっていることが分かつたし、私たちと同じようにちゃんと友達がいるし、しっかり自分の夢があることを知り、すごいと思いました。・略・私の夢は小さいころから看護師です。このような障害のある人たちも、病気の人たちも、がんばっていることは分かるから、そういう多くの人たちを助けられたらいいと思っています。多分これからも私の夢は変わらないと思います。今回の話を聞いて看護師になりたいという気持ちが一層強くなつたと思います。今回いろいろなお話をさせていただいてありがとうございました。これからもお仕事ががんばってください。』（A高等学校1年 女子）

#### ウ ボランティア講座授業（地域を対象とした取組）

##### (ア) 対象

NPO法人「ママもっと笑って」主催のボランティア養成講座受講者30人

##### (イ) 目標

- ・障害のある人と接する不安を解消する。
- ・障害のある人とその家族の気持ちを伝える。

##### (ウ) 内容

###### a ボランティアって何？

「ボランティアは与える人ではなく、共に歩む人」という基本理念を押さえるために、障害のある子どもたちから与えられる喜びを、映像や出前授業の感想を通して伝えた。

###### b 障害の理解

知的障害、自閉症等の発達障害、肢体不自由と知的障害の重複障害の理解ができるように、疑似体験を交えて伝えた。

###### c 家族の思い

障害の受容については、いろいろな段階の家族がいる。中には、障害のある子どもだけでなくその兄弟についても悩んでいる家族がいることを伝え、家族全体への支援が必要であることを話した。

#### (I) 授業への反応と成果

受講者は「写真などの映像や、疑似体験があつたので分かりやすかつた。」「自分のできごとでボランティアすればよいのだと分かつた。」と述べた。

主催者の保護者は、子どもたちとの接し方や保護者の気持ちなどの内容について「親が思っていることを話してくれてうれしかった。」と感想を寄せた。

地域の中に理解者を一人でも増やすことは、障害のある人が地域で共に生きていくためのポイントである。養護学校見学も講座に含まれ、本校の指導について知っていただく機会になった。

受講者には、これから「何かできることがあるかな」と探している人や、放課後児童クラブで既にボランティアをしている人、また、これからボランティア講座を立ち上げようとしている行政の人等がいた。そして、次にこの受講者の居住する町がボランティア養成講座を開いたときに、授業依頼を受けることがあった。このように、一つの支援は、次の支援につながっていく大切な取組であると言える。

## (2) 出前相談

ア 学校への出前相談（研修支援）

### (ア) 依頼の主旨

A D H D やアスペルガー症候群など落ち着きがない、集中しにくい子どもの支援について校内生徒指導研修会を開き、研修したい。

### (イ) 出前相談の経過

初めは、B小学校から、こども発達センター「めばえ」に講師依頼があった。「めばえ」には東遠地区連絡調整会議で本校の出前相談について説明してあったので、「めばえ」から隣接の東遠分教室コーディネーターに依頼してきた。

東遠分教室のコーディネーターは、単独でこの相談を継続して行う時間的余裕がないので、袋井養護学校（本校）のコーディネーターと連携してこの支援を始めることとなった。

表2 B小学校支援の経過

6月	生徒指導研修会支援 袋井養護、東遠分教室の両コーディネーターで研修支援した。障害についての概略説明後、B小学校で気になる子ども、困っている子どもを例にどのような支援が考えられるかを、T E A C C Hプログラムの冰山モデルや養護学校の指導事例などを示して、演習を行った。
7月	B小学校より環境設定や配慮したことの報告あり。
9月	その後の事例児の様子を電話で伺う。
10月	事例児の授業参観と担任との相談（専門研修中の教諭と2人で）
その後	他の子どもの支援についても気軽に電話相談あり。

### (ウ) 成果と課題

「通常学級ではその学年のレベルに引き上げることを考えてきたが、その子どもに合わせた目標や支援方法を考えるということですね」と言われた先生がいた。この気付きが特別支援教育への第一歩であると感じた。

これをきっかけに他の子どもの相談も気軽にしてくれるようになったことはうれしいことである。この後も、こども発達センター「めばえ」との連携で出前相談に出かけたところもある。

相談に出かけたどの学校も、気になる子どもは挙げられるが、どう支援したら良いのかわからないというのが現状であった。気になる子どもへの対応で、担任がかなりのストレスを感じていることも分かった。この支援を継続すると同時に、B小学校のように学校全体でこの課題に取り組み始めた例を、他の学校にも広げていくことがコーディネーターの役割の一つでもある。

この支援のためには、養護学校教員の専門性と確かな実践力が必要であり、養護学校の教員研修の体制整備が課題である。

#### イ 地域への出前相談

##### (ア) 相談の概要

夏期休業中に袋井市、磐田市、掛川市に出向いて実施した。相談件数は10件で、育児不安、幼稚園や小学校での支援法、保護者への対応法、就学相談等を受けた。

##### (イ) 成果と課題

「ほっとした。」と笑顔で帰る母親や、「これからの支援の参考になった。」と言う保育士がいた。この相談が、学校見学につながった例もある。広報の不足のため相談件数が少なかったため、今後は市町村の広報誌に掲載するなど工夫が必要である。

## 5 おわりに

### (1) 校内体制

#### ア 分掌の構成

実践事例では、図1の5課が連絡調整しながら活動したので、各課とも入学前から卒業後までを見通して、自分の分掌の仕事を進めることができた。例えば、「教育相談の際、進路課の情報から将来像を想定して相談者に対応するようになった」「進路課は小学部段階の進路指導の在り方を考えるという課題に気付いた」などである。

さらに活動しやすくするために、相談課と地域支援課を一課に統合し機動力を高めるとか、PTA主催のボランティア養成講座や同窓会関係の仕事をした総務部との連携を強化したりする必要がある。

#### イ 地域支援のための体制

出前授業や出前相談に出かけるためには、検査法や面接法、発達障害等の専門的知識を必要とする。校外での研修を積むことはもちろんであるが、検査・相談技法等のスキルアップのための研修を用意することや実践力をつけるなど、校内で人を育てる研修体制を見直す必要がある。

広い学区をカバーするためにも、支援の積み重ねのためにも、出前授業、出前相談に出ることのできる専門性の高い職員を増やす必要がある。これも、人の養成と複数配置が鍵である。

### (2) 他機関との連携

#### ア 地域支援センター等との連携

連絡調整会議等への参加により他機関の方々と顔見知りになったことで、お互いが小さなことでも連絡を取り合うようになった。特に地域生活支援センターとの連携によって、本校児童生徒のケア会議が行われるようになり、本人の問題だけでなく、家族のケアについても各機関が情報交換し、支援につながりつつある。

#### イ 小・中学校との連携

教育相談を通して、養護学級、通常学級の担任が困っていても(気付いていても)何をしたらよいか分からない状態であること、担任が一人で苦しんでいる場合があることが分かった。また、担任が適切な支援をしている事例に出会うこともできた。

今後は、養護学校と小・中学校との、教育相談での1対1の連携だけでなく、地域にあるすべての小・中学校と盲・聾・養護学校とのネットワークを作り、日常的な情報交換ができるようにする必要がある。そのためには、小・中学校で特別支援教育の専門家としての役割を担うであろう養護学級担任や通級指導教室担当者との連携を深めていきたいと考える。

## <実践事例2>

# 『センター化に向けた学校体制づくりと コーディネーターの役割』

静岡県立浜松盲学校

## 1 はじめに

本校では、平成5年度から教育相談活動を行っているが、ここ数年、小・中学校等への支援や地域への障害の理解・啓発など、センター的な取組を広げてきている。校内でも少しずつ職員の理解が深まり、協力が得られるようになってきている。しかしそれはまだ学校全体の協力体制ではなく、一分掌が主体となって、職員に呼びかけながら行っているという段階である。今後本校のセンター的な取組を、より一層充実させていくためには、学校全体で取り組むための体制づくりを進めなくてはならない。

(写真 略)

教育相談（レンズ訓練）の様子

そのためには、特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、全職員の協力のもとに特別支援教育コーディネーターを中心に、センター的機能を発揮できる学校体制を整えることが重要である。

## 2 学校の概要

全校幼児児童生徒数 57 人。幼稚部 1 人、小学部 5 人、中学部 6 人、高等部普通科 15 人、高等部専攻科 30 人。専攻科は理療科（鍼、灸、あん摩・マッサージ・指圧コース）と保健理療科（あん摩・マッサージ・指圧コース）に分かれている。個に応じた教育を創造し、生きる力を身に付けることを目指し、日々の教育実践に取り組んでいる。研修ではテーマを「幼児・児童・生徒の生きる力を育むための授業づくり」とし、学部毎に授業改善に取り組んでいる。



鍼競技会（専攻科）の様子

## 3 取組の概要

### (1) コーディネーターの位置付け

センター的な取組を充実させるために、コーディネーターを学校組織の中に明確に位置付け、権限と責任をもたせる。

コーディネーターは授業の持ち時数を配慮し（週 6 時間）、その業務に従事できるようにする。

### (2) 校内連携の推進

コーディネーターと校務分掌、各学部との連携の在り方を考え、学校内の体制を整える。

### (3) 外部諸機関との連携推進

コーディネーターを中心に地域の幼稚園、小・中学校、高等学校、盲・聾・養護学校間、外部諸機関との連携の在り方を考え、各種ネットワークを整備する。

以上の業務を進めながら、問題点、改善点について検討し、来年度の方向性を導き出す。

## 4 実践事例

### (1) 学校組織への位置付け

図1のように、学部と分掌との連携を司る役としてコーディネーターを明確に位置付けた。さらにセンター的な取組の中心となる分掌（教育支援相談課）の主任が、コーディネーターを兼ねることで、業務を掌握しやすいようにした。しかしコーディネーターが学部にも所属しているため、そこでの仕事は負担になっている。今後できれば学部から独立する形をとれるとよいと考える。

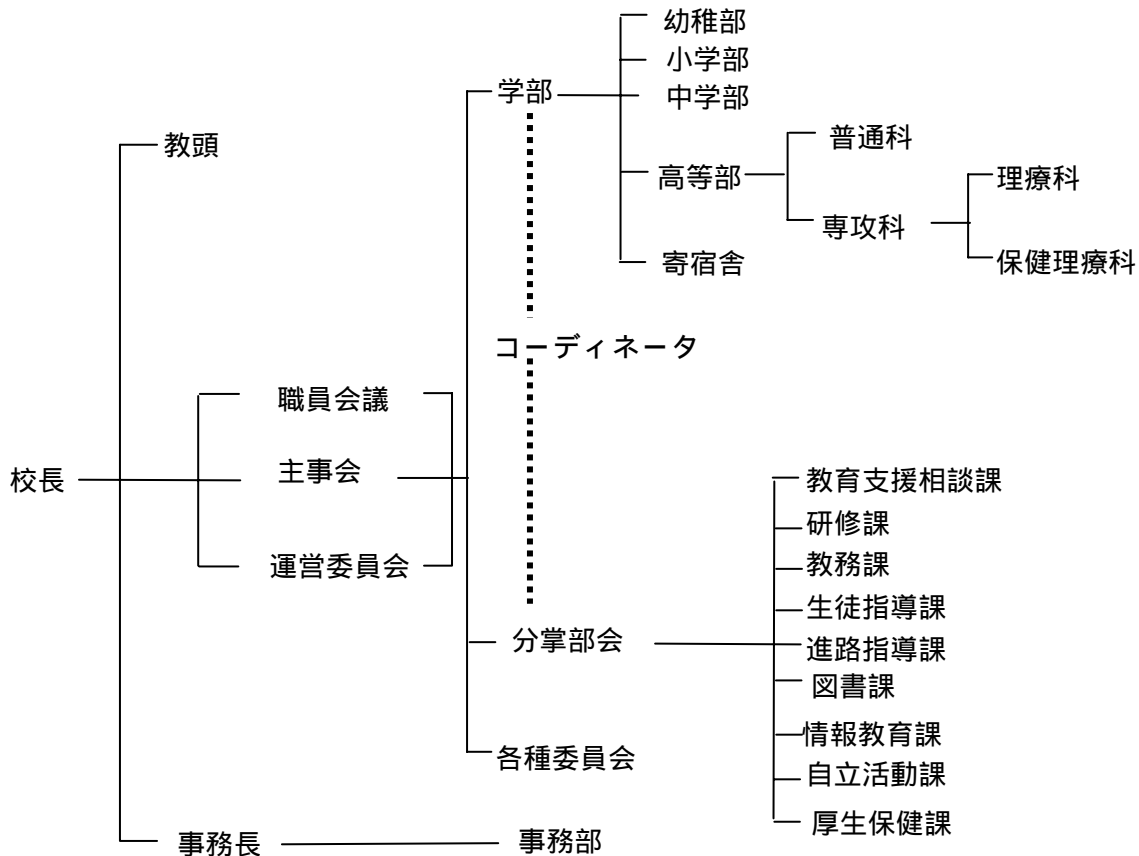


図1 校内組織

### (2) 学校内の取組

#### ア 教育相談の取組

教育相談の人数の増加により、教育支援相談課だけで受け持つのが難しくなったことから、教育相談に全校体制で取り組むようにした。相談者の年齢に応じて各学部に分担して実施した。また教育相談を授業としてカウントし、持ち時数に配慮した。

#### イ 理解啓発に関する取組

「サマースクール」「わくわく学校体験」等教育支援相談課の主催する行事について、コーディネーターから全校体制で取り組みたいという提案をし、承認された。各学部や分掌、あるいは個々の職員の得意な分野に応じて業務を分担し実施した。

サマースクールは、本校の幼児児童生徒及び教育相談来校乳幼



サマースクールの水泳教室

児、児童生徒を対象に行い、午前中に水泳教室、午後はグループに分かれて買い物、おやつ作り、音楽遊び、パソコン体験等を行った。コーディネーターが個々の職員の得意な分野に業務を振り分けたことで、内容が充実し、子どもたちにとっても楽しく有意義なものとなった。また普段あまり一緒に学習することのない他学部の友達や、教育相談の友達との交流をするよい機会になった。



わくわく学校体験（白杖歩行）

わくわく学校体験は、浜松市内の小・中学生を対象に点字、白杖歩行、音声パソコン、視覚障害者スポーツ（ゴールボール）などの体験活動を行った。コーディネーターが、職員の専門性に応じて業務を依頼したことで、それぞれに中身の濃い活動を実施することができた。

ただ、これらの行事について、まだ職員間で意識の違いが見られる。全職員に前向きに取り組んでもらえるよう、さらに呼びかけ、全体で成就感を味わえるような行事にしていきたい。

### (3) 外部諸機関との連携

#### ア 教育相談に関する連携

(ア) 教育相談の希望はあるが、諸事情で本校まで来られない乳児に対し、地域の保健師と本校のコーディネーター及び超早期指導教室指導員が連携して、出張教育相談を実施することができた。保護者と一緒に、その場で今後の支援のこと（子どものためにどのような環境でどのような支援を行うのがよいか）を話し合った。

(イ) 教育相談に来校している園児について、地域の保健センターの依頼で在籍保育園の保育士、自治体の福祉課の担当者、保健師、親子通園している施設の訓練士、本校教員、そして保護者が参加してケース会議を行い、今後の支援のこと（どう連携をとって子どものために取り組んでいくか）について話し合った。

このように、一人の子どもについて、保健・福祉・医療・教育等が連携をとって支援していく体制は、これからますます求められる。必要に応じて、コーディネーターが積極的に他機関に働きかけ、支援体制の充実を目指したい。

#### イ 福祉体験等の受け入れ

外部からの福祉体験授業、校内見学等の依頼については、コーディネーターが窓口になり、日程を調節したり、内容を考えたりした。実際の対応についてもコーディネーターが主になって行ったが、内容・発達段階等により、各学部や分掌（自立活動課等）に振り分けることもあった。今後ますます依頼が増えることも予想されるため、学校全体に意義を理解してもらうことで、学部や分掌の協力を得て、できるだけ要望に応じていけるようにしていきたい。

#### ウ 講師派遣

総合的な学習の時間の講師として、コーディネーターが、小・中学校、高等学校へ出向き、出前授業を行った。視覚障害とはどのようなものか、どのような補助具を使っているか、どのような配慮が必要かなど、実際の画像を交えて説明した。

福祉体験等の受け入れの場合、どうしても人数が限られるため、



小学校での出前授業



このような出前授業を通して、多くの子どもたちに視覚障害の理解を広めることには意義がある。本年度だけで6校へ出向き、今後も依頼が増えることが予想される。しかし、そうした場合、すべてをコーディネーターが行うのは難しくなってくる。今後は学校全体にその意義を理解してもらい、講師のできる高い専門性を持った教師を育成していくことと、コーディネーターは講師の割り振りをするような立場になることが理想であると考えている。

#### エ 地域の眼科医師会との連携

地域の眼科医師会に校長とコーディネーターが出向き、本校の活動について説明して、ポスターを配布し、理解を求めた。現状では保健・福祉・労働等の分野に比べ、医療との連携は遅れをとっている。しかし、医院で掲示したポスターを見たという声も本校の保護者から寄せられるなど、地道な活動が実を結び始めている。特に教育相談活動については、視覚障害について、医師の専門的な診断と助言のもとに成り立つものである。今後もコーディネーターを中心に積極的に出向いて協力をあおぐことが必要であると考えている。

### 5 おわりに

コーディネーターの役割として、外部への理解・啓発とともに、校内の意識改革の旗揚げがある。センター的な取組を全校体制で実施することについて、承認はされたものの、まだまだ職員間で温度差（意識の差）がある。特別支援学校への移行に向けて、学校が変わらなければいけないことは誰もが分かっていると思う。しかし、まだ具体的なイメージがもてず、切迫感が出てこない、どうしてよいか分からない、自分自身の問題としてとらえられないという職員も多い。これからは職員全体が時代の流れを感じ取り、自分たちの問題として意識し、具体的な場面で動いていくことが大事なことである。そのためにコーディネーターは、教職員が一丸となって地域支援に関する全校体制の事業に取り組み、成功させることで、成就感・達成感を感じてもらおうよう、力を注ぐようにしたい。また、特別支援教育に関する最新の情報を伝えながらその意義を訴えたり、センター的役割の中に、職員個々の得意分野を生かせるように工夫したりする等、コーディネーターが熱意と敬意をもって職員をリードしていくことに努めたい。

そして、コーディネーターを周囲の職員（校長、教頭、学部主事、教育支援相談課員等）がバックアップし、協力し、支え、盛り上げていく体制づくりも大切であると考えている。

特別支援教育の根底にある理念は「障害のあるなしにかかわらず、皆等しく地域の子どもとして、一人一人に応じた教育的支援を保障していく」ということである。まずは、コーディネーターを中心に職員一人一人にこのことを浸透させ、本校に在籍しているかないかで分け隔てすることなく、支援を必要とする子ども一人一人を支援するという機能を有する学校を目指して、日々前進していきたい。

### <実践事例3>

## 『学校全体でセンター的役割を担うには ～校内体制づくりとコーディネーターの役割～』

静岡県立天竜養護学校

### 1 はじめに

本校では、以前から地域の小・中学校の研修会に講師を派遣したり、学校開放をしたり、また学校公開や教育相談の取組を通して、十分ではないが地域のセンター的役割を担ってきた。しかし、これらの運営については一部の教職員の仕事として委ねられることが多かった。

今後は、本校の病弱養護学校としての特徴を生かし、これからの時代の要請に十分応えることができるように、さらに充実したセンター的役割を担う学校を目指したい。そのためには、まず、学校運営にかかわる全教職員が同じ意識を持ち、学校全体でセンター的役割を担っていく校内体制づくりが必要不可欠と考えた。

そこで、全教職員の病弱教育に関する専門性を向上させ、小・中学校や高等学校に在籍する病弱児童生徒の教育的支援等の要望に応えることができる人材を育てていくことや、人材を多くすることによって教育相談活動を分担して、不登校児童生徒を抱えた多くの学校関係者を支援していくなど、特別支援教育のセンターとしての校内体制を整備していくことをねらいとした。

### 2 学校の概要

本校は小・中学部及び高等部の3学部を持つ県内唯一の病弱養護学校であり、児童生徒は隣接する独立行政法人国立病院機構天竜病院で継続的に医療を受けている。以前は気管支喘息や腎疾患等の慢性疾患の児童生徒が多く在籍していたが、現在は心身症等の児童生徒が大多数を占めている。また、最近ではADHDやアスペルガー症候群等の軽度発達障害のため集団不適応を起こし、二次的に心身に障害を呈した児童生徒も在籍するようになってきている。

学校生活では教科学習を中心に行っているが、これ以外に自立活動の時間が設置され自己理解や心身の安定を図るための活動を実施している。

### 3 取組の概要

本校が県内唯一の病弱養護学校であること、医療関係者との連携がとりやすいこと等の環境条件を生かした、特別支援教育のセンターとしての在り方を考えた。平成16年度は取組の初年度として、多様化する病状の児童生徒へ、適切な支援や教育相談に応じることができる学校体制を整えることを重視し、教職員一人一人の専門性の向上を図ることに取り組んだ。

### 4 実践事例

#### (1) 学校体制の整備

##### ア 今年度の組織とコーディネーターの位置付け

平成15年度末、分掌の改変を行い地域支援部を設けた。地域支援部には図1のように3課を設置し、地域支援部長が地域支援課長及びコーディネーターを兼任する形で業務を進めた。

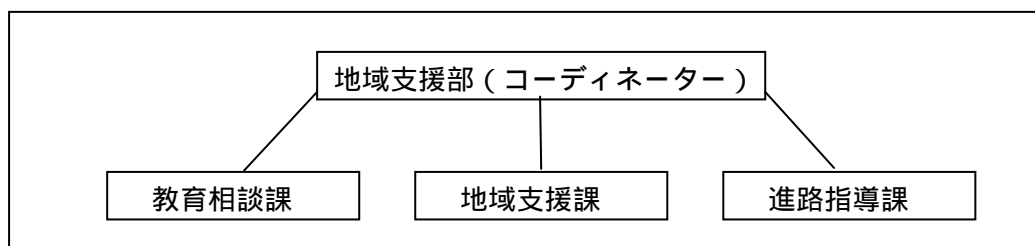


図1 地域支援部の組織

## イ コーディネーターの取組（分掌組織の運営状況から）

新たに設置した地域支援課の業務内容と学校教育部研修課の業務内容の分担が、企画、講師との連絡や運営業務に関して不明確だったため、年度当初、運営に混乱を来した。同様に、地域の小・中学校との連携や学校公開等センター的役割を担う業務が教育相談課にもあり、地域支援課と教育相談課の業務内容に重なりが多く見られた。

このような事態に対して、それぞれの課長と話し合いを持ち、昨年までの経緯も考慮して平成16年度については、専門研修に関しては地域支援課が中心となって企画運営全般を担当した。特に、講師との連絡や外部からの参加者に関しては、コーディネーターが担当するようにした。また、地域支援課と教育相談課の業務内容の重なりについては、昨年度同様、教育相談課がそのまま担当することとし、実施後検討した。

## ウ 今後の検討

### (ア) 組織の再編成

教育相談課と地域支援課については、地域の小・中学校や関係機関との連携等共通の内容もあり、双方の連携が重要であることから、この2課を合併させることで、より運営しやすくなると考える。

### (イ) コーディネーターの業務

コーディネーターの業務を、外部との交渉の窓口や学校内の調整役としてとらえてきた。しかし、実際の業務の中では全体を把握しきれず、課に任せる部分を行ってしまったりと、コーディネーターとしての業務に一貫性を欠く結果となってしまった。

本校にとって新しい部署であることを考慮し、今後のコーディネーターの役割については、外部のどことどのようにコーディネートしていくのか、校内においては管理職との連携を含め、既存の組織（運営委員会）をどのように活用していくのか、どの課とどのように連携していくのが良いのか等、具体的な課題を検討し、明確にしていくことの必要性を痛感している。

### (2) 教職員の病弱教育に関する専門性の向上

本校全教職員の、病弱教育に関する専門性のレベルアップを図ることをねらいとして、専門研修や事例研修を実施した。専門研修の実施にあたってはコーディネーターが中心となり、企画立案から連絡調整や運営全般にわたって地域支援課で行った。専門研修や事例研修を通して、日々多様化している病弱児童生徒の理解の仕方や対応の仕方などについて、全教職員で学ぶ機会を得ることができ、研修に対する学校全体の雰囲気作りにも良い影響を与えている。

## ア 病弱教育に関する専門研修

### (ア) 計画立案・運営

講師として、前文部科学省特殊教育調査官であり、現在愛知みずほ大学教授の横田雅史氏を招聘し、校内研修として5月から1月までに7回を計画した（表1）。具体的内容については、各学部の要望等を把握するため学部ごとにアンケートを実施し、それらを基にコーディネーターが講師と相談の上決定した。また、他の盲・聾・養護学校及び小・中学校の教員にも参加を呼びかけた。研修終了後、毎回アンケートを実施し知識の定着を確認するようにした。

表1 病弱教育に関する専門研修（平成16年度）

回数	期日	研修テーマ	回数	期日	研修テーマ
1	5月24日	病弱教育の現状と課題	5	1月8日	自立活動における個別の指導計画の立て方
2	6月21日	病弱教育実施上の配慮事項			
3	7月12日	心身症の子どもへの対応	6	12月20日	様々な評価とその方法
4	9月27日	病弱児の心理特性について	7	1月31日	病弱教育の意義

#### (イ) 成果

平成 16 年度の専門研修は、病弱教育に的を絞って実施した。研修後のアンケートからは、「病弱教育に関する知識の他に、日ごろわかっていると思っている事柄でも、いざ質問されると正確に言葉で表現できない自分に気づいた。感覚としてではなく、自分の言葉で表現することで明確になる。」「病弱担当教員の専門性を身に付けるための大切なポイントがはっきりした。あれもこれも教えなければいけないという気持ちが、児童にかなりの負担を掛けていたと反省した。」「何度も同じことを言われたり叱られたりすると、その人は逃げて何もしなくなるということを再確認できました。これからの指導の中で常に頭に入れておきたい。」等の感想が記載されていた。経験・知識共に豊富な講師から受ける毎回 2 時間の講義や演習は即実践に役立ち、子どもの見方や対応を改める良い機会となった。

他校からの参加者も毎回 2～3 人あった。小・中学校からの参加について問い合わせはあったが、実際の参加はなかった。平日の参加に関して難しい面も考えられる。そこで、今後については長期休業中を利用した研修計画を立てたり、ホームページ等を活用して情報を提供したりして多くの関係者が参加しやすい方策を講じていきたい。

また、これからの研修計画として今回の専門研修を基に、A D H D や高機能自閉症等の軽度発達障害の子どもへの対応や精神疾患についての希望の多いテーマで研修を進めていきたいと考えている。実施にあたっては、盲・聾・養護学校間ネットワークを活用し、他の養護学校と連携して取り組んでいきたい。また、地域の小・中学校への積極的な参加呼びかけを行い、地域のセンターとして役割を果たしていきたいと考えている。

#### イ 医療関係者との事例研修

本校では天竜病院の医師の協力を得て、在籍する児童生徒について事例研修を行っている。本校教員が病気についての専門的知識を習得するとともに、日常の具体的な表れを通して、児童生徒への対応や見方について、医療関係者と共に考える機会とすることをねらいとしている。

#### (ア) 計画立案・運営

研修計画（医師との日程調整）の立案及び事例に挙げる児童生徒の選択や当日の運営まで、司会等を含め研修課が担当し、年間 3 回開催した。

#### (イ) 実施内容

事例児童生徒の担当者が個別の指導計画を基に、日ごろの表れや課題を記載した資料を用意し、これを中心に検討を行った。また、行動検査の実施及び検査結果の見方に関する学習会を行った。

#### (ウ) 成果

医療関係者との研修を通して、本校職員は、日ごろの指導について悩んでいることに具体的なアドバイスを受けたり、手立てを確認できたりする機会となった。半信半疑で行っている内容にも自信を持つことができた。また、翌日からの指導に生かしていくことができた。同時に、同じ病種の児童生徒を見る眼を養うこともでき、児童生徒への対応の在り方を考える良い機会となった。一部の児童生徒に実施した行動検査については、ごくわずかな成長等の変化にも気付く眼を養う機会となった。

今後は学校での指導の充実という観点だけでなく、家庭生活や地域生活の充実という観点も踏まえ、医療と学校の他に福祉や労働等の関係者を交えてのケース会議の実施を考えていくことが必要であり、その場合はコーディネーターが中心となって動くことになると考えている。

### (3) 教育相談の活動

各学部の教育相談課員（小学部 1 人、中学部 2 人，高等部 2 人）を窓口にして随時実施した。

教育相談は、病弱教育の専門性が求められる場面であり、専門研修で培った専門性を生かせる場面でもある。また、相談者の年齢や相談の内容に応じて、適切な担当者を決定しなくてはならない。相談者のニーズに応じて担当者を決定する等のコーディネートが必要であり、その点では、各学部職員の理解と協力に支えられている取組である。専門性と職員の連携に支えられて実施されていることを考えれば、教育相談活動を活発に行うことは、本研究のテーマである学校全体で

センター的役割を担う活動に発展させられるものであると考える。

#### ア 相談受付

天竜病院医師からの紹介による相談  
児童生徒が在籍する学校からの相談  
直接保護者からの相談

#### イ 相談内容

転入学や就学に関するもの  
不登校児童生徒への対応に関するもの

#### ウ 評価

年間 100 件を越える相談件数がある。相談を継続して行う場合も多く、延べ件数は 300 回程度となる。これだけの、相談に対応するには、担当者を各学部から選出すること、担当の時間を生み出すことなど、学部職員や教務課、さらには学校全体の理解と協力によるところが大きい。

不登校児童生徒や彼らを抱える保護者からは、授業を含めた学校見学を通して、本校に在籍している子どもたちが、教員と明るく元気に過ごしている様子や授業を受けている様子を目の当たりにして、安堵の念と勇気を持つことができたという感想をもらった。また、教育相談を行った不登校生徒の保護者の中には、安心して胸につもるものをはき出すことで、すっきりして帰られる人もあった。今後も要望に応えることのできる相談活動を通して、充実した支援体制を築いていく必要がある。

## 5 おわりに

学校全体でセンター的役割を担う。そのような学校を目指して、校内体制整備や特別支援教育コーディネーターの役割について探ってきた。

新しい校内体制は、当初、混乱はあったが、実際の場で不都合を検討したり、実施後に話し合いを持ち、今後について検討したりすることで、他の分掌との業務の分担や教育相談課との連携について確認できた。

教職員の意識の変化については、研修や教育相談等の支援活動への参加によって、教職員全体が児童生徒とのかかわり方や保護者との対応の仕方について、少しずつではあるが自信とゆとりを持てるようになってきた。

教職員の専門性の向上に向けた取組において、地域支援課、教育相談課や学校教育部研修課等が連携して学校体制として動き出したことは、貴重な一歩である。

以上の取組を通して、コーディネーターの役割の重要性も確認できた。その一方で、コーディネートしていく際の進め方に課題があることも分かった。

今後は、コーディネーターの役割を明確にした上で本校の特徴を生かし、地域のセンター的役割及び県内の病弱教育のセンター的役割を担っていくようにしていきたい。具体的には、次の取組が重要と考える。

個別の教育支援計画を検討し、病弱養護学校に見合った教育支援計画を作成する。その上で、各児童生徒の必要としている内容を明確にして、関係機関との連携を図っていく。

教育相談活動をさらに充実させると共に、地域の学校への講師派遣や研修会の実施などの支援活動を積極的に行う。

## <実践事例 1 >

### 『広域の支援体制づくり』

静岡県立浜松養護学校

#### 1 はじめに

地域におけるセンター的役割を果たすために、出張教育相談を中心に地域の小・中学校とのより一層の連携を図るとともに、本校を拠点校とした広域の支援体制づくりを目指し、本研究テーマを設定した。

#### 2 学校の概要

本校は浜松市南東部に位置する知的障害の養護学校である。小学部・中学部・高等部を合わせて298人の児童生徒が浜松市を中心に浜北市、天竜市、引佐郡から通学している。ここ数年、児童生徒数は増加傾向にあり、特に高等部での増加が著しい。また、障害の多様化、重度・重複化が進み、ADHD、高機能自閉症と診断されている児童生徒もごく少数であるが在籍している。

#### 3 取組の概要

##### (1) 研究方法

ア 小・中学校への支援に関する実践的研究

(ア) 従来の来校しての教育相談に加え、「出張教育相談」を実施し、その在り方を探る。

(イ) 「出張教育相談」に関して、浜松市教育委員会及び浜松市小学校長会との連携の在り方を探る。

(ウ) 出張教育相談終了後も電話やメールで連絡し、再度相談に応じるフォローアップの在り方を探る。

イ 浜松市を中心とした広域の連携協議会の在り方の検討

(ア) 広域の連携協議会設置に際し、本校児童生徒が各ライフステージに応じ、必要な支援を受けするために、協議委員の選定や組織づくりを検討する。

(イ) 連携協議会を通じて培ったネットワークを小・中学校への支援にも生かす方法を探る。

##### (2) 学校の体制づくり

ア 小・中学校への支援

校内分掌としては、総務課特別支援教育係の教育相談担当者（各学部主事含む）が担当する。

イ 浜松市を中心とした広域の連携協議会設置

協議委員の選定については、主事会（校長、教頭、事務長、各学部主事、教務主任で構成）を中心に行う。平成16年度については本校児童生徒のケースを中心に「支援会議」を重ね、児童生徒の抱える課題に応じ、どんな機関との連携が必要であるのかを明らかにする。

## 4 実践事例

### (1) 小・中学校への支援

これまでの、地域の小・中学校からの相談は表1のとおりである。

表1 相談内容

学校名	相談内容
A小学校 <事例1>	3年男子(ADHDの診断)通常学級に在籍。毎日一回は大きなパニックを起こし、授業が成立しない。転校も視野に入れた相談をしたい。 各担任から「気になる子ども」としてあげられた児童を見てほしい。各学年1,2名の児童が対象。
B小学校	3年男子(アスペルガー症候群)、女子への接し方や昼休みの過ごし方の助言がほしい。
C小学校	情緒障害学級在籍児童の学級への適応を図るための支援をしてほしい。
D小学校	1年男子。多動傾向にあり、他の児童とのトラブルが毎日絶えない。専門機関への受診を勧めるための相談をしたい。
E小学校	4年男子。特定の児童への執拗な粗暴行為がある。家庭が非協力的。同じ学級に児童養護施設から通学してくる児童(女子)が2人いる。その児童への支援の仕方も含めて助言してほしい。
E小学校	2年男子。この4月近隣の町より児童養護施設に入所したため、転校。多動傾向。何らかの障害の疑いがあるかどうか見てほしい。
F小学校	1年男子。授業中、教室から飛び出すことがある。7月から顕著な様子が見られるようになった。保護者への働き掛けや指導について相談したい。
G中学校 <事例2>	3年生徒(自閉症)発達学級在籍。保護者からの相談。担任との関係がうまくいかない。高等部への進学も考えて、今後どうしたらよいか相談したい。
H中学校	3年男子生徒、発達学級在籍。発達検査を実施してほしい。(進学資料として)
I中学校	1年男子生徒(読み書きLD)通常学級在籍。本人への支援について保護者とともに話をうかがいたい。学校全体の特別支援教育への取組に対して支援・助言もしてほしい。
J幼稚園(*)	年長男児(自閉症)年中女児(片目義眼)年中男児(発達遅滞)年少男児(自閉症)年少男児(発達遅滞)年少男児(発達遅滞)年少男児(自閉症)の指導の仕方や就学について相談したい。
K幼稚園(*)	年長男児(未診断)本人への支援とともに就学に関して相談したい。
L幼稚園(*)	年長男児(発達遅滞の疑い)年少女児(未診断)年中男児(未診断)の集団とのかわりの持たせ方、保護者指導の仕方について相談したい。
M幼稚園(*)	年長男児(未診断)検診時校医よりLDの疑いありと言われる。パニック時の対応を相談したい。
N幼稚園(*)	年長男児(視覚障害の疑い)年中男児(他害行動が激しい)年中女児(発達遅滞の疑い)年中男児(自閉症)年少男児(発達遅滞の疑い)の指導や保護者への配慮について相談したい。

\*浜松市教育委員会より依頼を受け、「障害のある幼児のための教育巡回相談」に加わった。

#### ア 事例1 「出張教育相談の取組」

A小学校長から、3年生、男児についての相談電話を受け、緊急を要するケースであると判断し、まず担任や校長の話を聞くために訪問した。ほぼ一日3年生の教室へ入り、対象児童の観察を行い、放課後に担任や支援員との話し合いを行った。観察から以下のことを把握できた。

##### <認知・学力面>

平仮名の読み書きの力が身に付いていない。計算についても3年生段階のものは分らずやろうとしない。工作活動は興味・関心もあることから工夫して自分のイメージの物を作り上げることができる。読むことは難しいが、教師の言った言葉については理解できている。予定の変更が苦手。

##### <コミュニケーション>

言語でのコミュニケーション可能。質問に対して単語で応答する。

## < 社会・情動 >

1 : 1 の対応を求める。自分を認めてもらいたいという気持ちが強い。この気持ちのあまり、体育時のふざけた行動、授業中に掃除を始める等、不適切な行動となってしまうことがある。情緒的には2, 3歳段階。全体の動きの中で今、何をすべきかということをも自分でつかむことが苦手。特定の友達を頼りにしている。また、ある友達の視線が苦手で、それがトラブルの原因となっている。

## < 運動 >

運動が得意というわけではない(逆上がりはできなかった)が、他の児童の動きにはついていける。

上記の観察結果を基に、担任や支援員との打合せで以下のことを提案した。

- ・ 本人が不安に思っている「いつ、誰と、何をするのか」といったスケジュールを本人に分かるように提示する。
- ・ 本人の言いなりになるのではなく、担任との約束の上で(内容は本人の要求どおりのことであっても)本人ができたことを認める。
- ・ パニックに際しては、大人は絶対巻き込まれないように、冷静に対応する。
- ・ パニックが起きてしまったときは、場所を変えたり対応する大人を変えたりして、後に引きずらない対応を心掛ける。
- ・ 母親に対して「担任は味方である」というメッセージを伝え続ける。

その後、担任が提案の意図をよく理解し、丁寧に対象児童や母親に接したことで、両者と大変強い信頼関係を築くことができた。学習の遅れも見られたことから発達学級の支援も取り入れていく必要があることを伝えた。その際も、本人の特性を踏まえ、発達学級での成功経験を積み重ねることができるように以下のような取組を提案した。

- ・ 発達学級の教室には、信頼関係ができていて担任と一緒に試してみるところから始め、いきなり何か活動させようとしないようにする。
- ・ 人の視線が気になる児童であるので、発達学級に人の出入りがないときに誘うようにする。
- ・ 本人の興味関心のある活動(工作、調理など)と一緒に取り組むことから誘うようにする。
- ・ 最初の段階で発達学級で失敗経験をしてしまうと、次のステップに進むことがかなり難しくなってしまうので、無理をしない(本人が拒否したときはあっさりあきらめる)ようにする。

こうした取組の結果、発達学級へスムーズに入級でき、現在も安定した生活を送っている。発達学級の友達と一緒に教科の学習にも意欲的に取り組んでいる。母親も本児の障害に対する理解が進み、薬の必要性を納得したとの話を発達学級担任より聞いた。

## (2) 浜松市を中心とした広域連携協議会の設置

協議会の設置にあたり、委員を誰に委嘱したらよいかを、学部主事会で数回に渡り検討を重ねた。このとき、各学部で他機関と連携を図りながら課題解決にあたっている事例を具体的にあげながら、福祉機関、労働機関、医療機関などを考えていった。その結果、下記の連携協議会委員が委嘱され、9月に第一回会議を開催した。



第一回連携協議会の様子

### < 連携協議会委員 >

西部教育事務所学校教育課長、浜松市教育委員会学校教育課長、西部児童相談所長、西部障害福祉課長、浜松市障害福祉課長、同市生活福祉課長、同市健康増進課長、同市公共職業安定所長、小規模授産所連合会副会長、浜松市育成会会長、Nポケット代表理事、西部地区盲・聾・養護学校長



このような連携により培われたネットワークを、小・中学校への支援に生かした事例が以下の事例2である。

#### ア 事例2 「地域の支援体制を生かした取組」

対象生徒は、中学校3年生の男子（自閉症）で、本校への進路相談がきっかけでかわった事例である。

本校への相談の多くは校長や担任からの相談であるが、この事例は保護者から直接申し込んできたものである。話を聞くと、保護者自身が担任との関係に悩んでおり、それが対象生徒にも影響していることが推測された。また、この家庭が母子家庭で、保護者が仕事の関係から夜勤をせざるを得ない状況にあることも、本人の様々な問題行動の基となっているようにも感じた。保護者の希望により担任とは直接連絡を取れないこともあり、保護者の了解を得て、本人が幼児から受診している医療機関や家庭生活での支援を受けている地域生活支援コーディネーターと連絡をとり、より詳しく客観的な状況を聞いた。夏季休業中、本校に児童相談所の相談員が来校し、今後の対応について互いに連携しながら取り組むことを確認した。

その後、保護者及び児童相談所相談員の依頼で、本校高等部への入学を視野に本校中学部3年生との体験学習を実施した。当日午後、母親と面談し、本校での様子を伝えるとともに、今後の生活について不安を感じていることなどについて話を聞いた。本人の様子から高等部の生活を送る上で、作業学習や国語・数学といった学習については能力的には心配ないと思われた。ただ、友達とのやりとりを見ていると、本児の言葉遣いが乱暴であったり、すぐ手が出てしまったりすることからトラブルを起こす場面が何回も見られた。こうしたことについて母親に話したところ、普段の本人の様子から母親自身も感じていたことのようにであった。公共交通機関での通学についても、路線番号を覚えることで間違えることはないだろうが、友達とのトラブルは起こるだろうと予想された。中学校の担任と話をするのができたが、環境を整えることの大切さを担任が納得するには至らなかった。本人の今後の生活を考えると、将来の生活が安定するように、関係者が連携して働きかけることが大切であると判断し、担任へのアプローチの他に、この事例の情報を本校高等部や児童相談所、地域生活支援コーディネーターに資料として提供した。

また、本校が中心となり数例であるが「支援会議」を招集した。本校生徒を対象に行うときに「個別の教育支援計画」を基に話し合いを進めるように心掛けたことで、具体的に福祉や行政の取組を引き出すことにつながった。

## 5 おわりに

「出張教育相談」を通し、現在の小・中学校の大変さを垣間見るとともに、支援を必要としている児童生徒や教職員が多く存在することを感じた。実践を重ねる中で、盲・聾・養護学校教員の役割として以下の点が大切であることを感じた。

学級担任の対象児童生徒への接し方や授業の進め方（発問、板書、賞揚の仕方など）に対しての具体的な方法、記録の効率的な取り方のアドバイス

学級担任の障害理解を深めるための働きかけ

担任と保護者の良好な関係を保つための担任への支援

担任が校内で孤立しないための校内体制づくり（管理職への働き掛け）

これらのニーズに確実にこたえるために、本校では以下のような課題があることを感じている。

校内組織の見直しも含め、相談や研修のために「出張」できる教員をいかに確保するか

浜松市という広い地域全体を本校のみでフォローすることができるのか（盲・聾・養護学校間ネットワークの在り方検討）

出張教育相談担当者の力量をいかに高めるか

## <実践事例2>

# 『小・中学校に在籍する障害のある子どもへの 相談・支援機能の在り方』

浜北市立養護学校

## 1 はじめに

本校は浜北市立の養護学校として、地域における障害のある子どもの教育の中核的機関として機能することが求められている。特別支援教育への転換で、地域の小・中学校でも子どもへの支援の在り方を探っている状況の中、小・中学校に在籍する障害のある子どもへ、養護学校としてどのような形での支援が必要とされているのか、どのように相談支援体制を充実させていったらよいのか、その在り方を検討していきたい。

## 2 学校の概要

本校は知的障害と肢体不自由の児童生徒を受け入れている、浜北市立の養護学校である。市内を中心に、浜松市、天竜市等、近隣の市町村から現在 47 人の児童生徒が通っている。小規模校の特色を生かし、一人一人の良さや可能性を伸ばす教育に力を入れており、家庭や地域との結びつきも強い。また、市立の養護学校のため、市内の小・中学校とのかかわりは比較的強く、小・中学校籍の教員が多いのも本校の特色である。

## 3 取組の概要

### (1) 学習支援事業への参加

校内組織の中に特別支援教育担当を位置づけ、浜北市における「LD・ADHD・高機能自閉症等児童生徒の学習支援事業」に支援チームの一員として参加することで、小・中学校への支援の在り方を実践を通して検討する。

表1 浜北市LD学習支援事業 実施の概要

第1回研究委員会 5月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・リストアップされた対象児の事例について情報交換した。</li><li>・一つの事例に絞り検討していくことを確認し、アセスメントや保護者の理解等の方法を検討した。</li></ul>
第1回浜北市養護教育研修会 6月7日	<p>(支援チームと各校の連携を深めながら市内全校の支援体制を整備していくことを目的とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第1回研究委員会の状況を伝達した。</li><li>・各校のLD等の在籍状況や教育的対応の情報交換をした。</li><li>・支援チームへの要望を聞いた。</li></ul>
第2回研究委員会 7月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・A小学校で事例児(ADHD)の授業の様子を参観した。</li><li>・担任から現在の状況や対応についての説明を聞いた。</li><li>・状態像やアセスメントの在り方について検討した。</li><li>・今後の対応(個別の指導計画の作成等)について確認した。</li></ul>
第3回研究委員会 10月18日	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別知能検査(WISC-)の実施に向けての手順や保護者の理解を得るための方法を検討した。</li><li>・意見書及び個別の指導計画作成の方向を確認した。</li></ul>
知能検査の実施 11月25日	<ul style="list-style-type: none"><li>・事例児の在籍する小学校で知能検査を実施した。(該当校担当、担任、養護学校教員で対応)</li><li>・事例児保護者と面談を行った。</li></ul>
第2回浜北市養護教育研修会 12月2日	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内各校での具体的支援の進行状況について情報交換した。</li><li>・各校が進めていく上での課題について検討した。</li><li>・支援チームへの要望を聞いた。</li></ul>
意見書・個別の指導計画の作成 12月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>・事例児について、知能検査の結果をもとに、意見書及び個別の指導計画を作成した。(市教育委員会指導主事、該当校担当、担任、養護学校長・教員で実施)</li></ul>
第4回研究委員会 1月17日	<ul style="list-style-type: none"><li>・事例児への意見書及び個別の指導計画について審議した。</li><li>・平成16年度の事業のまとめと平成17年度の計画について確認した。</li></ul>
保護者との面談 2月末(予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事例児保護者と面談を行い、検査結果をもとに事例児に対する今後の支援方針について話し合う。(担任、養護学校教員で対応)</li></ul>

## (2) 支援チームの活動

支援チームは、浜北市の事業として本校校長を委員長に、市教育委員会指導主事、本校特別支援教育担当、就学指導委員、スクールカウンセラーで構成し、障害児心理の専門家の助言を受けながら、表1の浜北市LD学習支援事業を進めた。

## 4 実践事例

浜北市におけるLD・ADHD・高機能自閉症等児童生徒の学習支援事業に支援チームの一員として参加し、事例児に対して養護学校としてできる支援を行った。

### (1) 情報の提供による支援

事例児のアセスメントの段階において、障害児心理の専門家より、事例児の状態像をより正確につかみ、具体的な支援方法を導き出すには、標準化された検査の実施が必要であるとの指摘を受けた。しかし、現状では小・中学校の教員には知能検査についての知識や理解が弱く、また、実施に際してどのように保護者の理解を得たらよいかという点にも迷いがあり、担任自身に個別の知能検査を実施することに大きな抵抗があった。

そこで、小学校から依頼を受け、知能検査 WISC- の目的や指導上の意義に関する情報の提供を行った(資料1)。

これをもとに担任から保護者に児童へのより効果的な支援のために必要であるという旨の説明をし、検査の実施について保護者の了解を得ることができた。

WISC-IIIとは・・・

- 児童・生徒を対象とした個別式知能検査です。(適応年齢5歳～16歳11カ月)
- 13の下位検査(小検査)から構成されています。

下位検査	能力	言語性IQ	動作性IQ
知覚	一般的事実についての知識量		
読字	読字の読み取り能力		
単語	単語の知識量		
類似	類比的な知識		
文法	文法の知識		
算術	算術的知識		
図形	図形的知識		
空間	空間的知識		
知覚	視覚的知識		
記号	記号の知識		
記号	記号の知識		
記号	記号の知識		
記号	記号の知識		
記号	記号の知識		
記号	記号の知識		
記号	記号の知識		
記号	記号の知識		
記号	記号の知識		

- 一般知能を、言語性、動作性、全検査の3種類のIQによって測定します。

言語性IQ	動作性IQ	全検査IQ
言語性IQ	動作性IQ	全検査IQ
言語性IQ	動作性IQ	全検査IQ
言語性IQ	動作性IQ	全検査IQ

言語性IQ：読字、単語、類似、文法、算術、図形、空間、知覚、記号の能力  
 動作性IQ：図形、空間、知覚、記号の能力

- 4つの群指数(言語理解、知覚統合、注意記憶、処理速度)により、子どもの発達の特徴をより多面的に把握できます。

群指数	能力
言語理解	知識、類似、単語、文法
知覚統合	図形、空間、知覚、記号
注意記憶	単語、類似
処理速度	図形、空間、知覚、記号

これらの結果を分析することにより詳細に有効な情報を得ることが出来ます。

全般的な知的発達水準  
知的能力のバランス

子どもに適した支援の方法を導き出します。

資料1

### (2) 知能検査の実施

依頼を受けた小学校に出向き、事例児に対し、知能検査 WISC- を実施した。実施にあたっては、普段の学校生活の流れを大切にしながら、他児が疑問を抱かないよう放課後に行うこと、落ち着ける部屋を提供してもらうことなどの配慮をした。さらに、ADHD児のため集中が難しい状況も予想されたため、担任にも同席してもらうことにした。これらの結果、スムーズに検査を終えることができた。また、同席した担任からも普段の事例児の様子との比較から、適切な検査結果が得られたかどうかの確認も行うことができた。

### (3) 保護者との面接相談

知能検査 WISC- の終了後、保護者と面会し話を聞く時間を設けた。事例児の家庭での様子、通院の状況と受診の内容や様子、服薬の状況などの情報を得ることができた。また、医療機関で以前行ったことのある検査の結果を提供してもらうなどの協力を得ることもできた。これにより、

前回の検査結果との比較が可能になり、現状や伸びてきている面などをより明らかにとらえることもできると思われる。医療との連携も開け、より適切な支援への期待が持てるようになった。

また、支援チームでの意見書や個別の指導計画作成後には、事例児担任及び保護者と再度面談の機会を設け、今後の方針、配慮すべき事項等を伝えることも確認している。

#### (4) 検査結果の報告

知能検査 WISC- の結果を集計し、検査中の行動観察も考慮に入れながら、報告書を作成して支援チームに提出した(資料2)。

報告書にはIQ、群指数、下位検査の結果の解釈と、そこから得られる指導・支援のヒントも加えて記載し、意見書や個別の指導計画作成の際の話し合いにすぐに活用できるようにした。

**IQについての解釈**

- ・知能水準は「平均の下」に分類されます。
- ・言語性IQ<動作性IQで、情報処理の面では、聴覚的処理能力に問題が仮定されます。

**群指数についての解釈**

- ・「注意記憶」に明らかな落ち込みが見られ、注意を集中させて、聴覚的な情報を正確に取り込むことが苦手と考えられます。
- ・言語性IQに反映される言語理解と注意記憶の群指数のうち、特に「注意記憶」に落ち込みが見られることから、聴覚的短期記憶(DFで聞いて一時的に頭の中に入れておく)の問題が仮定されます。・・・(略)

**下位検査についての解釈**

- ・評値点平均(10)より、2標準偏差(評値点6)以上の落ち込みがあるのは、「知識」と「算数」です。両検査に共通するのは聴覚的処理能力で、「知識」では一般的知識量や長期記憶が、「算数」では計算力、長期・短期記憶が関係します。学習の困難さから、学年相応の習得や発達が遅くなっている状況も考えられます。以前の検査結果との比較により、明らかにできるかもしれません。
- ・個人評値点平均より1標準偏差(評値点3)以上高いのは「組合せ」で部分間の関係を予測する力や思考の柔軟性の高さが仮定されます。少し抽象的なものは捉えにくいようですが図や線を含むなど具体的の手掛かりがあるとスムーズに解ける印象を持ちました。・・・(略)

**その他・下位検査中の行動について**

- ・「注意記憶」結果が落ち込んでいることに加えて、全検査を通して、一度回答してから訂正して言い直す場面が多く見られ、衝動性の高さが感じられます。自分の頭の中で整理してから答えたり行動したりすることが苦手と推測されます。
- ・漢字を書くことが苦手というのですが、検査の結果から空間認知や長期記憶の力が関係していることが予想されます。「積み木模様」の検査の様子を見ると積み木の模様を作るのに激しく方向を変えるなど試行錯誤し、偶然の中から答えを見つけた様子が見られました。見てすぐに判断するのは難しい様子でした。
- ・「理解」の検査による受け答えの中から、常軌的行動、善悪の判断等は、落ちている状況の中では十分に行けると考えられます。また、「頭の中では理解している・・・(略)

**指導・支援のヒント**

- ・聴覚的短期記憶が苦手であると考えられるので、一度の指示で理解できない場面が多いかもしれません。学習場面では、指示は具体的に短くする、何度か繰り返して言葉を掛けたりするなどの工夫が必要だと思われます。視覚的な補助手段も有効だと思われます。
- ・普段の生活の様子、および注意記憶の値が落ち込んでいることから、興味関心を持つもの以外には注意の持続が難しいと推測されます。視覚的手掛かりを使って関心を引きつけたり、学習に興味関心のあるものを取り入れたりなどの動機付けを行うことが注意集中、持続のために必要と考えられます。また、短い注意集中でも達成可能な量の作業や課題を与えるなどの工夫も大切だと思えます。
- ・一般的に学習面での問題は9歳以降に表面化してくることが多い傾向にあります。周りの児童との差が大きくなり、授業についていけない状況が生じないよう学習の工夫が必要になってくると考えられます。(T、Tや取り出しの授業も選択肢としては考えられます。)・・・(略)

資料2

#### (5) 個別の指導計画の作成についての支援

支援チームの一部(市教育委員会、指導主事、該当校担当・担任、養護学校長・教員)が集まり、事例児についての意見書・個別の指導計画(資料3)を作成した。個別の指導計画では、学習、生活、社会性それぞれの目標と支援場面ごとの具体的な支援について検討し表記した。なお、作成にあたっては、知能検査の結果と担任が作成した事例児の学習や行動の様子を表す実態表を参考に、話し合いながら進めた。この結果は第4回研究委員会(1月に開催)で障害児心理の専門家も含めて審議された。

個別の指導計画表(案)

氏名	学年・組	年 組	障害の種類	ADHD
<b>保護者の願い</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ学級の友達と同じように学校生活を送らせてほしい。</li> <li>・本人の発達・障害に応じた適切な指導を望んでいる。</li> <li>・学校と家庭とが協力しながら本人を支援していくことを望んでいる。</li> </ul>				
<b>担任の願いと育てたい方</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人なつっこく、担任に自分から話しかけてくる。気持ちの安定を図るためにも、信頼できる関係を築けていきたい。</li> <li>・得意な面(スポーツ等)を伸ばし自信を持って学校生活を送ってほしい。</li> <li>・社会性を伸ばし、集団の中でも穏やかに生活できるようになってほしい。</li> </ul>				
		<b>支 援</b>	<b>評価・今後の方向</b>	
学 習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理解を助け、興味を持って学習に取り組めるように視覚的補助を用いる。</li> <li>・経験的な学習、作業を伴うような学習も多く取り入れ学習した満足感を十分に感じられるようにする。</li> <li>・集中の持続が可能な(短い時間で達成可能な)課題の出し方を考える。</li> <li>・できる限り具体的に分かりやすい指示を出す。</li> <li>・漢字については、どこまで理解できているかを把握し、できているところからスモールステップで取り組んでいく。</li> <li>・計算等で場面に応じて電卓を利用するなど補助手段の使用を認めできた喜びが味わえるようにするとともに周りの友達と課題を共有できる状況も作りたい。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席は刺激が少なく、教師の指示や見届けがしやすい場所とする。また、周囲の友達関係にも配慮し、ストレスの少ない状況で生活できるようにする。</li> <li>・望ましい行動について話し合ったり、できたことは褒めたりすることで自分の衝動性を少しずつコントロールできるようにしていく。</li> <li>・時間に沿った行動がとれるよう終了時刻を自己決定させ、時計や文字提示等の視覚情報を効果的に活用する。</li> </ul>			
生 活				
社 会 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達とのトラブルの直後には、個別に短く話し、なぜそうなったかを教師と振り返ることで反省を今後に生かしたり、考えてから行動したりできるようにしていく。</li> <li>・スポーツのゲーム(ドッジボールなど)は、トラブルが起こりやすいので、ルールや約束事(一つだけ)を確認してから取り組むようにさせる。</li> <li>・交友関係でうまくいっていない児童には教育相談等で理解を促す。</li> </ul>			

資料3

## (6) 研修による支援

市内の小・中学校の教員から、アセスメントにかかわる知能検査(WISC-)について知りたいという研修ニーズが出てきたため、本校において「WISC- 学習会」を実施した(12月14日実施)。市内小・中学校17校中、9校12名の教員が集まり、実施方法や活用方法について実技を通し学習した。その際に検査用具の貸し出しを行うことや、それぞれの学校で実施した検査結果をもとにしての解釈や教育相談にも応じることを伝えた。

## 5 おわりに

浜北市における学習支援事業に参加し実践してきたことで、養護学校として小・中学校にどのように支援していったらよいか、その在り方が見えつつある。平成16年度は一つの事例を通して、支援の在り方を追究してきたが、平成17年度以降、この取組を市内の小・中学校の特別な教育的支援を必要とする子どもたちへと広げていくことが重要である。浜北市では養護学校に対し「浜北市のセンター的役割を果たすため、児童生徒の保護者や幼・小・中学校の教員の教育相談を行う。また、要請に応じ個別の知能検査を実施したり、各校のケース会議に参加したりして具体的なアドバイスをする。」と、役割を明確に位置付けている。今後、本校がセンター的役割を果たしていくためには、小・中学校や地域の人々から頼りにされる、より高い専門性を持った人材の養成が必要とされている。

市内小・中学校の状況を見ると、特別支援教育やLD・ADHD・高機能自閉症等に関する研修を積んでいる学校もあれば、具体的には何も行っていないという学校もあり、その取組は様々である。全体としては特別支援教育についての理解が十分浸透している状況とは言えない。また、保護者が自分の子どもに対し障害があるという意識がない場合、支援を進めていくことは難しいとの問題点も挙げられている。市教育委員会と連携をとりながら、リーフレットの作成等を通し、教員や保護者に向けて特別支援教育や障害についての理解を広げていくことも必要である。

本校では「専門研修」等の講座を公開し、市内小・中学校に向けて研修の場を提供している。今後、LD・ADHD・高機能自閉症等についての研修は、さらに充実させたいと考えている。また、平成16年度小・中学校教員向けに行った知能検査の学習会については、WISC- の検査結果を持ち寄っての解釈の学習会や事例研究会などへ発展させたいと考えている。そのような取組の中で、小・中学校へ特別支援教育の在り方についての理解を図っていききたい。そして、小・中学校との結びつきをさらに深め、一人の子どもに対し協力して支援に当たるという関係を作っていきたい。

## 『地域との幅広い交流活動』

静岡県立浜松聾学校

### 1 はじめに

テレビ番組などで手話が使用され、手話に対する興味関心は広がってきているが、「聴覚障害者」=「手話」と考える場合が多く、障害のある人たちへの理解が進んでいるとは言い切れない状態である。また、聴覚障害は外見上障害があるということが「見えない障害」と言われ、他の障害に比べ理解されにくいところがある。

できるだけ多くの人に聴覚障害のある子どもたちのことを理解していただき、共生・共育社会の実現を目指していきたい。

### 2 学校の概要

本校は県西部地区の聴覚障害のある子どもたちの教育を行っている。乳幼児 10 人、幼稚部 24 人、小学部 31 人、中学部 12 人、計 77 人の幼児児童生徒が在籍している。「たくましく心豊かな子」の育成を目指し、キューサインを補助手段として用いる聴覚口話を中心にしながら、言語力や確かな学力を身に付けることを目指している。また、中学部からは少しずつ手話を身に付けていけるようにしている。

### 3 取組の概要

センター的機能の一つの柱である「理解・啓発」の推進に向けて、本校が取り組んできたことは以下のとおりである。

【学校間交流】...本校と交流教育の提携をしている学校等との交流活動であり、幼稚部(こぼと保育園)、小学部(浜松市立上島小学校)、中学部(浜松市立高台中学校)が交流している。

【地域交流】...本校の近隣の地域の人々との交流活動である。幼稚部(本校の所在地域の保育園)、小学部(本校の所在地域の子ども会)の交流がある。

【居住地交流】...子どもの生活する地域での交流である。現在、幼稚部(幼児の家庭のある地域の幼稚園等 数名)で行っている。

【総合的な学習の時間・福祉体験学習などの受け入れ】...希望があった学校を受け入れ、障害について説明したり、実際に互いを知り合うための交流活動を行ったりしている。

【学校公開】...西部地区全域の医療、保健、福祉、労働、教育等の関係機関に案内を出し、学校に訪れてもらい、概要説明・授業公開・交流タイムを行っている。

### 4 実践事例

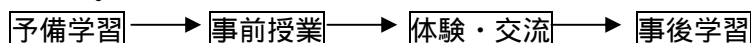
本校中学部における総合的な学習の時間・福祉体験などの受け入れの実践例を以下に示す。

#### (1) 受け入れ方法

平成 16 年度の受け入れ校は 14 校であり、希望が出された学校はできるだけ受け入れるようにしている。

#### (2) 受け入れの実際

中学校と本校の生徒双方にとって、よりよい交流ができるようにするため、次のようなステップで実施している。



## ア 予備学習

事前送付の指文字の資料で、自分の名前を伝えることができるように練習する。本校のホームページを読む。手話や指文字に関心が持てるように、来校までの課題とする。

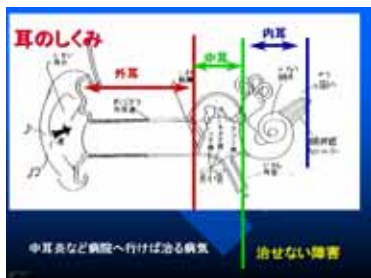
質問も事前に考えるようにして、課題意識をもって来校できるように依頼している。

### イ 事前学習

来校日の最初の1時間を使い、聴覚障害について理解する授業を行う。内容は、以下の(ア)～(ウ)の三点である。

事前授業には動画を取り入れたパワーポイントを使い、聴覚障害のことや聾学校のことが理解しやすい工夫をしている。

なお、は教師の働きかけであり、は生徒の反応である。



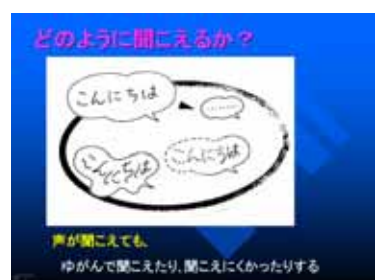
スライド 1



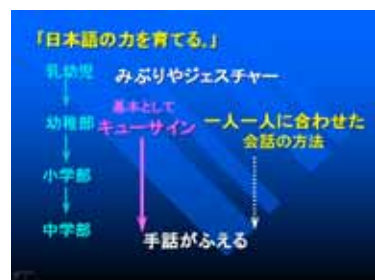
スライド 2



スライド 3



スライド 4



スライド 5

(ア) 耳がよく聞こえないとはどんなこと？

a 聞こえの仕組み

耳の構造図を使い、音の伝わる仕組みを簡単に説明する。(スライド 1)

中耳炎などの身近な病気と、内耳より奥にあって病院では治療できないところに病気や障害があることを説明する。

一つの例として蝸牛の中の障害について説明をする。(スライド 2)

断面図を比べることで、まったく聞こえないのではなく部分的に聞こえない音があることを話す。

b 聞こえ方

どのくらい聞こえるか、音の大きさを示すデシベル(dB)を使って数値化し、分かりやすくする。

今の話し声の大きさを数値化して dB で表現することで理解できた。(スライド 3)

「音を大きくすればいいのか」と誤解しないようにする。

どのように聞こえるか？(スライド 4)

言葉でゆがんで聞こえるといっても、ゆがみをイメージすることは難しいが、絵で表されるとつかみやすくなる。

その後でシミュレーションビデオで音としてのゆがみを試聴することで、こんなにわかりにくいのかと驚いていた。

(イ) どうやってコミュニケーションしているの？

補聴器をつけていることを説明する。

補聴器だけでうまく伝わらないため、キューサインや手話を使っていることを説明する。(スライド 5)

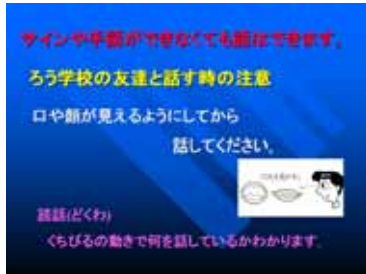
キューサインについての予備知識がなく、戸惑いを感じていたようだった。

(スライド6 略)

キューサインの使い方を簡単に話しながら、サインの意味になっている発音の仕方を説明する。(スライド6)

「な」の音を出すと鼻が振動することを話すと、驚いたり納得したりしていた。

スライド6



キューサインや手話を知らないと会話できないと思ってしまつたため、口の動きが見えるようにしたり、少しゆっくりめに大きな声で話せば伝わりやすくなったりすることや、筆談の方法を紹介したりする。(スライド7)

納得はしてくれるが、実際の場面では緊張のためか意識できないことが多い。

スライド7



(ウ) 大切な情報を伝える工夫は何があるか？

聾学校にある特別な設備として、音を目で見るための工夫があることを紹介する。

非常ベルの音を目で確かめるためにパトライトやフラッシュランプが取り付けられていることや、チャイムの代わりに表示灯を紹介する。(スライド8)

スライド8



特別な設備として遮音室や聴力測定の機械があることを話す。(スライド9)

スライド9

(I) どんな勉強をしているの？

幼児・児童・生徒の人数と先生たちの人数について紹介する。聾学校では一人一人の学習を丁寧に進めるために少人数(最高でも1クラス6人まで)で学習を進めていることや、多くの先生がいることを知らせる(スライド10)

聾学校では授業を進める時に、先生の話や友達の発表を正しく聞き取るために、口の動きやサインが見えるように半円を描く形に机を並べていることを説明する。

スライド10



実際の学習の内容を週の予定表で説明する。中学校と同じであることに気づかせる。(スライド11)

教科書も同じであるが、特別な授業として「自立活動」という授業があり、どんなことを学習しているか紹介する。

スライド11



## ウ 体験・交流

受け入れる学校数が多いため、交流のために特別な授業をするのではなく、本校の普通の授業に参加しながら交流や体験ができるようにする。

## エ 事後学習

触れあう体験だけで終わらないように、最後の30分間でアンケートを行い、感じたことやこれからの課題を整理して文章化し、自分の活動を振り返ることができるようにする。

### (3) 交流の成果と課題

最近の傾向として、生徒本人が体験や交流の申込みをしていくことが多くなっている。希望の理由と希望している活動内容や目的を確認すると、聾学校に対する興味・関心と、「何か手助けできることはありますか?」「できることはありますか?」という申し出が多い。障害という言葉から、人の助けが必要なのではというイメージを持ちやすいのだと思われる。特別な人たちが、苦勞しながら特別な方法で学習しているというイメージを聾学校に持っているようである。

しかし、実際に交流を体験すると、表1に示すとおり「自分たちとあまり変わらない。」「明るく、楽しい。」と感じるようになっていくことが分かる。障害について知り、活動を共にすることで同じ中学生だということを実感し、同時に違いを知って仲間として意識することができたからだと思う。

短い時間の体験では、本当に理解し合うことは難しいが、一人でも多くの方が障害を個性や一人一人の違いとしてとらえ、心のユニバーサルデザインへ広めていけるように支援していきたい。

このように福祉への関心の高まりとともに、福祉体験や交流希望が増加傾向にあることは喜ばしいことである。しかし一方には現実問題として、本校の教育課程も大切にしながら、福祉体験や交流のためにそれほど多くの特別な授業を組むことは難しい状況である。そのため、受け入れにはある程度の制限もやむを得ないが、本校の生徒の学習に影響が出ない範囲で、互いの理解を深め合う交流を大切にして、学校の参観や説明、または相手校への出前授業には積極的に取り組んでいきたい。

表1 交流後のアンケートのまとめ(複数回答あり・集約数39人)

アンケートの回答	人	%
自分たちとあまり変わらない	21	28.0
工夫すれば伝わる・話ができてよかった	14	18.7
明るく・楽しい・仲がいい	14	18.7
聾学校の学習・学校生活がわかった	11	14.7
手話とキューサインがわからなかった	6	8.0
何か役に立ちたい	2	2.7
話が伝わらなかった	2	2.7
互いの理解を深めたい	2	2.7
いろいろな工夫をしている	1	1.3
授業がわかりやすい	1	1.3
話すときに必ず目を見る	1	1.3
合計	75	

## 5 おわりに

共生・共育社会の実現を目指して地域との幅広い交流を進める中で、十分とはいえないが理解者が増えてきている。知識だけの理解ではなく、触れあいを通して聴覚に障害のある子どもたちのことを理解し、同じ地域の中で共に生活し共に支えあって生きる仲間として育っていけるような交流を進めたい。それが、地域のセンター的な役割の一つだと考えている。

## <実践事例1>

### 『センター的機能確立を目指した効果的な事例研修会の進め方』

静岡県立浜名養護学校

#### 1 はじめに

特別支援教育の推進に向けて、養護学校には地域のセンター的な役割を担うことが求められるようになってきた。本校では、ここ数年、教育相談や理解・啓発を図るために交流活動を行っている。今後は、特別支援教育へ向けての対応や、そこに求められる教員の専門性の向上を図っていく必要があると考える。そのため、事例研修会を計画し、本校の教師が多くの事例に触れ、情報を得ていくことで、いろいろなケースに対応できる力量を高めるようにして、学校のセンター的機能の確立を図っていききたい。

#### 2 学校の概要

本校は県下の盲・聾・養護学校の中では、最も西にある知的障害を主とした養護学校である。学区は、湖西市、三ヶ日町、新居町、舞阪町、雄踏町の1市4町である。本校は平成9年度に県立移管したが、その前は湖西市、新居町、舞阪町、雄踏町、現在の浜松市可美の浜名地区5市町村で作った県下でただ一つの組合立の養護学校として、昭和54年度に開校した歴史のある学校である。平成11年度には高等部を開設して今に至っている。

今年度の児童生徒数は、小学部33人、中学部12人、高等部31人、計76人である。

#### 3 取組みの概要

##### (1) 校内組織の改編とセンター的機能推進

平成16年度から、センター的機能推進課を立ち上げた。平成15年度より課員を6人から7人へと増員し、相談・啓発・研修の三つの地域支援事業の推進に取り組むようにした(表1)。また、他機関との連携の事業(表2)も、センター的機能推進課が中心となって担当するようにした。

表1 センター的機能推進課の事業

	事業名	内 容
相 談	教育相談	小・中学生の保護者及び担任を対象とした教育相談
	親子発達教室	幼児とその保護者を対象とし、1ケースに2人の教員が担当 月1回、年9回(4, 8, 3月を除く)実施
	出向いての教育相談	保育園、幼稚園、小・中学校からの依頼を受け、園や学校に出向いて、知能検査を含む教育相談の実施
啓 発	学校間交流	近隣の小・中学校、高等学校との交流教育
	地域間交流	年1回、浜名郡、湖西市、三ヶ日町の方たちと浜名湖周辺を散策しながら、触れあう活動(今年度は260余人が参加)
研 修	事例研修会	保育士、幼稚園、小中学校教員、保健師、児童相談所の職員が集い、本校を会場に年5回(5, 7, 9, 11, 1月)事例をもとに研修をし、専門性の向上を図る(平成16年度より)

表2 他機関との連携による事業

事業名	内容
特別支援教育推進体制モデル事業	三ヶ日町で行われているモデル事業に専門家チームの一員として参加する。
L D、A D H D、高機能自閉症学習支援事業	湖西市、新居町、舞阪町で行われている支援事業にスタッフとして参加する。
湖西市主催の療育事業「ちびっこ教室」	就園前の幼児を対象とした療育事業にスタッフとして参加する。

## (2) 事例研修会

地域の幼・保育園や小・中学校、福祉、保健等の関係諸機関の職員を対象とした事例研修会を、本校が主催して年5回実施する計画を立てた。実施に当たっては、事前に湖西市、新居町等の各市町教育委員会や福祉課、地区校長会長を訪問し、開催要項を基に主旨説明と関係職員の参加への配慮を依頼した。

## (3) アンケートの実施

平成16年度のセンター的機能推進課の取組を充実したものにしていけるために、本校の相談・啓発・研修の三つの地域支援の事業に対するニーズ調査を行った。また、事例研修会の充実のために、内容や方法について参加者を対象にアンケートを行った。

## 4 実践事例

### (1) 事例研修会の内容

#### ア 事例研修会のねらい

本校では、地域の幼稚園や小・中学校へ出向いての教育支援を行ってきたが、その依頼が年々増えてきている。そこで、本校を会場として事例研修会を行い、参加者が多くの事例を持ち寄り意見交換を行ったり、助言を得たりする中で、障害のある子どもの支援に関する専門性の向上や情報の共有を図っていけるようになればと考えた。

そこで、本校の学区内の保育園、幼稚園、小・中学校、保健センター、児童相談所等へ働きかけ、事例研修会を実施することにした。また、これをきっかけにして関係機関の職員間のネットワークを確立し、発展させていきたいと考えている。今年度取り上げた事例に対する支援方法や成果について、冊子にまとめ、今後の指導の参考にしたいと考えている。

#### イ 事例研修会の計画

本校を会場として、年5回(5, 7, 9, 11, 1月)事例研修会を計画し実施している(表3)。第1回目は「特別支援教育について」、第2回目は「知能検査について」の講話を聞き、第3回目から本格的に事例研修を行うようにした。

具体的に事例検討を行う分科会の構成を考えると、地域性を重視して市町村別にする方法と、子どもの発達段階を重視して幼稚園・保育園や小・中学校等の校種ごとにする方法などがある。平成16年度は、子どもの発達段階を重視した協議が深められることを意図し、保育園部会、幼稚園部会、小・中学校部会の3つの分科会を設定し、事例検討を進めてきた。

事例研修会開催の案内については、本校の取組についての理解・啓発の効果もねらい、毎回送付するように計画した。

表3 事例研修の計画

開催月日	内 容
第1回 5月18日	講話「特別支援教育について」 講師 静岡県総合教育センター 村本幸雄 指導主事 個別の指導計画をテーマに情報交換
第2回 7月6日	小・中学校教員等対象として 講話「WISC- の結果の見方と生かし方」 講師 西部児童相談所 馬場寿一 専門監 保育士・幼稚園教員を対象として 講話「NCプログラムについて」 講師 本校職員
第3回 9月14日	事例研修会 中学校分科会 助言者 静岡県総合教育センター 伊東邦雄 指導主事
第4回 11月16日	事例研修会 小・中学校分科会 助言者 静岡県総合教育センター 伊東邦雄 指導主事
第5回 1月11日	事例研修会 保育園分科会 助言者 磐田市子育て支援センター「のびのび」 赤塚めぐみ 相談員 幼稚園分科会 助言者 根洗学園 松本知子 園長 小・中学校分科会 助言者 静岡県総合教育センター 小滝剛司 指導主事

## (2) 事例研修の実際

表4のように毎回、地域の保育園、幼稚園、小・中学校の先生や保健師が30人以上参加しているので、対象幼児・児童生徒の発達段階や生活年齢を考慮して、「保育園」、「幼稚園」、「小・中学校」と3つの分科会に分かれ、協議を行うことができた。

表4 参加者人数

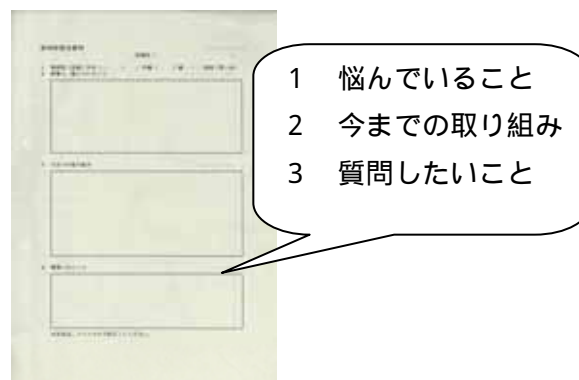
	保育園	幼稚園	小学校	中学校	保健師	児童相談所	その他	計
第1回	7	9	7	3	4	2	1	33
第2回	8	15	13	4	6	1	2	49
第3回	7	10	10	2	2	0	2	33
第4回	7	10	8	2	4	1	0	32
第5回	7	11	8	3	5	2	0	36
合計	36	55	46	14	21	6	5	183

第2回から浜北市の幼稚園、小・中学校の職員が参加したため、人数が増えている。  
第4回から細江町の幼稚園、小・中学校の職員が参加した。

参加者には、事前に資料1の事例記録用紙に記入して臨むように依頼した。これは、参加者自身が課題の整理と把握ができるし、他の参加者も相互に課題や取組の状況を知ることができるものになった。また、事例検討を運営する本校職員も、助言の資料等の準備が行え、効果的であった。



写真1 事例研修会（分科会時の様子）



資料1 事例記録用紙

さらに、児童相談所の職員や静岡県総合教育センターの指導主事等に講話や各分科会での助言を依頼した。このことは、学校と福祉、行政等の関係者の連携づくりでもある。今後も地域の関係者を巻き込んでいくことで、地域ぐるみで取り組む支援ネットワークの基盤づくりを進めていけると期待している。また、これから個別の支援計画策定に向けて、このような関係者のネットワークを生み出すことは貴重な資源であると考えます。

本校職員の役割と参加の方法は、各分科会の司会や記録等の運営を担当している。協議の内容に応じて適宜、子どもの実態把握の方法や、個別の指導計画の在り方及び個に応じたスモールステップの指導の基本等、必要な情報提供をしたりして協議に参加している。

### (3) 評価

#### ア 事例研修会への期待

本校で行っている地域支援事業のうち、どの事業を利用したいか尋ねる形で浜名郡、湖西市、三ヶ日町、引佐町、細江町の保育園、幼稚園、小・中学校を対象として調査を実施した（平成16年9月実施：88%回収 76校(園)中67校が回答）。本校の事業に対するニーズ調査の結果から、回答の40%が事例研修会を利用したいと答えており、ニーズが高いことを読み取ることができた。

#### イ 事例研修会の評価（参加者へのアンケートより）

研修参加者からは以下のような意見が出された。

- ・「開催時期、時刻については、ほぼ2か月に1回という周期は、子どもの変化が見られる時期でありよかった。午後3時30分開会であったので、保育や授業が終わってから参加できてよかった。」
- ・「他の園や学校の事例や指導について聞いたり、話し合ったりすることができ勉強になった。」
- ・「年齢に合わせた具体的な指導法について知ることができた。」

アンケートから、次のことを確認できた。

- ・毎回、各園、各学校等へ案内を出したことは、研修会の周知を図る点で効果的であった。
- ・午後の開催と、年5回という回数は妥当であると思われる。
- ・お互いの情報交換だけでなく、専門的な立場の人のアドバイスをもらうことができてとてもよかった。
- ・いろいろな職種の人が集まり、話し合いを進めることによって、関係者同士のスキルアップにつながった。

## 5 おわりに

事例研修会を重ねるごとに多くの事例が保育園、幼稚園より出されるようになった。特に、事例を基にした話し合いの中で、自分たちの取組を振り返るだけでなく、他の園の取組を参考にして実践へ生かすことができたり、保健師や児童相談所相談員の意見を得たりすることで連携が図れるようになってきた。

このことから、今後は支援に関する専門性をより高めるために、分科会ごとに専門機関から助言者を招いてアドバイスをもらったり、参加する各機関との連携を深めていったりすることに努めていきたいと考える。また、各学校で個別の教育支援計画を作成していく上でもこの連携は貴重であることから、今後も多くの機関の参加者による事例研修会を大切にしていきたい。

## <実践事例 2 >

# 『地域の小・中学校等への研修支援』

静岡県立西部養護学校

## 1 はじめに

本校は、肢体不自由の子どもを中心に、地域の小・中学校等に在籍する障害のある子どもの教育の充実に向けて、センター的役割を果たすことに努めている。

地域の小・中学校で学んでいる肢体不自由の子どもたちは多い。しかし、その子どもを担当する教員は、実際に子どもにどのように接すればよいのか、配慮事項にはどのようなことがあるのか等を知る研修の機会が少ないと思われる。そこで本校では、地域の小・中学校等への研修支援を行うことで、地域におけるセンターの役割を果たしたいと考え研究することにした。

## 2 学校の概要

本校は、浜松市の北部地域に位置している肢体不自由養護学校である。小学部・中学部・高等部の三つの学部全体で約 160 人の子どもが在籍しており、浜松市内からの通学者が約 65%を占めている。教育の特色は、個別の教育目標や障害の程度に応じて3つのコース(自立活動中心コース、生活中心コース、教科中心コース)に分かれての学習を実施していることである。その割合は、自立活動中心コースは子どもたちの約 50%、生活中心コースは約 30%、教科中心コースは約 20%となっている。医療的ケアを必要とする子どもたちは全児童生徒の約 16%である。

浜松市の北部地域には、聖隷三方原病院や日赤病院、常葉リハビリテーション病院など医療機関、おぞら療育センター(細江町)や浜松市発達医療総合福祉センター(浜北市)等の訓練施設がある。

## 3 取組の概要

養護学校が自校の教育の充実を図りながら、広く地域の障害のある子どもたちの支援にかかわっていくためには、まず、地域におけるセンター的役割を果たすことの目的や意義について、校内の教職員及び保護者の理解が重要である。その上に、学校体制として地域支援の取組が推進されるように本校では以下のことに取り組んだ。

### (1) 校内の支援体制づくり

#### ア 特別支援理解推進研修会

養護学校の果たすべき役割、求められている姿などを研修し、今後取り組むべきことを確認した。その概略は、校内の組織体制整備として平成 16 年度から「地域支援課」が創設され、地域の障害児への支援が行われるようになること、校内研修や備品等も地域に開放できる体制を整備する必要があることなどである。

#### イ 教材・教具、専門書などの管理

自立活動課、研修課を中心として教材・教具や専門書のデータベース化を推進した。

#### ウ 本校児童に対する支援会議の開催

本校に通学している児童生徒に関して支援会議を開催した。

## (ア) ケース 1

- a 対 象 小学部 4 年の双子の児童。
- b 支援課題 将来を考え、一人を知的養護学校に通学させたいが、母親一人の送迎では困難なため支援方法を検討した。
- c 出席者 地域療育支援センターのコーディネーター、学部主事、担任、本校地域支援課員等
- d 成 果 支援費に関する事、NPOのサービスに関する事など学校では知り得ないことを地域療育センターのコーディネーターからアドバイスがもられた。保護者に具体的に伝えることができた。

## (イ) ケース 2

- a 対 象 中学部 3 年の生徒
- b 支援課題 保護者が病気のため、通学が困難になった。
- c 出席者 地域療育支援センターのコーディネーター  
学部主事 担任 本校地域支援課員等
- d 成 果 祖父母に養育されていることから生じている家庭での課題があるため、継続的な支援をしていく必要があることが確認された。北遠地区のコーディネーターを交えて今後も連絡支援をしていく。



「支援会議」

## (2) 校外（地域支援）への取組

### ア 夏季専門研修会

本校職員の肢体不自由教育に関する専門性の向上をねらいとして、夏季の長期休業中に集中的に研修会を実施した。講師は校外の医師や理学療法士、看護師等に依頼をした。(実践事例(1)として後で示す)

### イ 夏季教育相談会

浜松市や北遠地区を中心に幼稚園・保育園、小・中学校、福祉関係施設等の職員や保護者を対象に、夏休みに教育相談会を実施した。肢体不自由に対するケアの仕方、車椅子や装具等日常生活で困っていること、日ごろから気になることを気軽に相談できる会を目指して行った。(実践事例(2)として後で示す)

### ウ 小学校への支援相談

地域の小学校の担任から、肢体不自由児の歩行に関する相談があった。放課後、地域支援課員が小学校に伺って具体的な話し合いの場をもった。(実践事例(3)として後で示す)

### エ 学校公開の開催

浜松市や北遠地区を中心に小・中学校、社会福祉機関、医療関係者を対象に本校の教育の理解を図ることや、情報交換や支援の連携を深めることを目的としている。授業参観や質疑、希望者には個別に相談を受けるようにしている。平成 16 年度は 31 人の参加者があった。

### オ 交流校への事前授業の実施

学校間で行われる交流活動に先立ち、事前に障害理解のための授業を本校の職員が実施している。主な内容としては、「車椅子の押し方、体験乗車」「ポッチャに挑戦」「西部養護学校の時間割や授業の様子」「コミュニケーションのとり方」等である。

#### カ 福祉体験、総合的な学習での受け入れ体制の整備

小・中学校からの福祉体験等の受け入れでは、本校の施設設備の見学や授業への参加の形をとっている。平成16年度には、子どもたちの1日を「学校紹介ビデオ」として作製し、これを視聴することで、より本校の理解を深められるようにした。また、車椅子体験等をメニューに取り入れ、より実践的な体験ができるように努めている。

#### キ 連絡調整会議（北遠地区の療育支援）

障害児（者）地域支援センター「やまびこ」にかかわる連絡調整会議（北遠地区）へ参加し、情報を交換した。

## 4 実践事例

### (1) 夏季専門研修における地域小・中学校への研修支援

この研修は、もともと本校の教員を対象に計画したものであり、研修内容は表2のとおりである。やや専門的な内容であるが、障害理解や食事など基本的な発達にかかわる講座もあり、小・中学校の教員にも有用であると考え、研修会の案内をした。

特別なことをするのでなく、今できることからセンター的な役割に取り組んだ。

表2 夏季専門研修

回数	開催日	講座名	地域からの参加者数
1	8月 3日	摂食指導について	2人（保育園、作業所）
2	8月 4日	障害を理解する	5人（保育園4、作業所、児童相談所）
3	8月 6日	脳性運動障害児（者）に見られる姿勢・運動の問題	3人（保育園）
4	8月24日	動作法の理論と実際	2人（保育園）
5	8月26日	子どものリハビリテーションの理論と実際	2人（保育園、成人施設）

全5回の研修に、地域から14人の参加を得た。保育園の参加者が多く、小・中学校からはなかった。

参加者からのアンケート結果を分析すると以下のようなことが分かった。

研修の案内は、本校からの案内状が知るきっかけとなっており、西部養護学校のホームページからの検索利用者はなかった。

参加の動機は「受け持ちの幼児児童等の指導に必要だった。」と「直接受け持つてはいないが興味があったから。」が半々の割合だった。

研修に参加して有効だったかという問いに対しては、以下のような声があった。

「統合保育をしている中、特に肢体不自由児の食事の介助の仕方の不安があり、今回の研修に参加しました。実習を踏まえ、ビデオ、スライドを見せていただきながらの講演で大変勉強になりました。摂食の仕方、介助の仕方など細かい点のことがよく分かり、少しでも現場で取り入れていきたいと思います。」

「脳性運動障害児を健常児の発達と比較しながら丁寧に教えてくださったので、とてもよく分かりました。指導で「頭を上げて、手を開いて」と今までそばで伝えていたことを反省しま



す。実技で軸の大切さを感じました。」

研修内容がやや専門的だったが、今後も開催を重ね、地域に定着するようにしたい。養護教育の基本的な研修内容（例：発達検査の実際、個別の教育支援計画の立て方など）については、校内研修の内容と重なる面が多いので、地域に発信できる研修会を年度末にはリストアップして案内する方向で進めたい。

## (2) 夏季教育相談会の開催による地域支援

参加者は5人であった。内訳は、他の養護学校に通学している児童1人、地域の幼稚園児2人、未就学幼児1人、地域の小学校に勤務する支援員であった。相談内容は、訓練方法、就学相談、介助の方法などであった。

（写真 略）

「教育相談のようす」

## (3) 地域の小学校への支援相談

小学校に在籍する肢体不自由の児童に関する教育相談を、小学校に出向き実施した。

対象児は肢体不自由障害があり、担任は対象児が自力歩行をするうえでの配慮事項への助言を希望していた。相談の結果、対象児は小学校に入学後、集団行動についていけない、自分一人ではできないなど、他児との違いを意識し始め、意欲が低下してきていることが分かった。また、その様子を見て保護者も悩んでいることが分かってきた。

姿勢を保持するためのクッションの利用や体重の分散をすることで変形の予防ができることなど具体的方法を支援するとともに、保護者の不安を受け止めるという障害児教育の基本姿勢を助言できた。

## 5 おわりに

地域の小学校へ支援相談に出かけた数日後、他の児童に関して同校から相談が入ってきた。きっかけがあれば、養護学校が「気軽に相談ができる」という理解は得やすい。平成16年度の支援相談では、担任とは違った角度から児童を見ることができると、保護者からも就学指導というより相談機関という意識が感じられたことなどの成果が見られる。しかし、まだまだ養護学校が地域の中で特別支援教育のセンターとして、研修支援や備品等の貸し出しなどさまざまな取り組みをしているということが十分に知られていないのが現状である。

研修推進に関しては、今後も継続的に研修会を開催していく中で「西部養護学校に行けば、あの話が聞ける。」と言われるように、地域の研修会として定着させていきたい。また、教育相談に関しても長期休業中の来校相談、外部への支援相談を継続していきたい。

一方で、地域に学校を開いたり、地域の障害のある子どもたちを支援していきながら、本校の教育力自体が高まらなければならないと考える。子どもを見る確かな目、障害の特性を生かした授業作り、障害を補う教材・教具の工夫などを向上させることが、まさに地域の特別支援教育のニーズに応える力となるはずである。今後も地道な実践を重ねながら、地域の特別支援教育のセンターとなるよう取り組んでいきたい。

## 研究のまとめと今後の課題

### 1 成果について

平成 15 年度・16 年度の 2 年間の研究を通して、1 年目には、盲・聾・養護学校のセンター的機能について、内容を整理し 3 つの枠組みにまとめることを行った。そして、2 年目は、盲・聾・養護学校が実際にどのようにしてセンター的役割に取り組むことができるのかを追究した。

平成 15 年度の各盲・聾・養護学校のセンター的な取組状況は、センター的役割を担う分掌の位置付けをしている学校が 58% であり、その分掌の名称はいろいろで、センター的機能として押さえている内容や取組方もいろいろであった。

例えば、教育相談は、ほぼどの学校でも行っているが、就学直前の年長児対象の就学相談が中心となっており、障害が発見された早期からの教育相談による支援に積極的に取り組んでいる学校は比較的少なく、盲学校、聾学校と数校の養護学校であった。

研修支援については、校内研修への参加を地域の小・中学校等に広く呼びかけて研修会を開催している学校がある一方で、そうしたことがあまり意識されていない学校もあつたりと、大きな意識の差があつた。

理解・啓発については、各学校が体験入学や学校公開、交流教育等に積極的に取り組んでおり、各学校は、それぞれにパンフレットや案内を出して、外部に向けての広報に努めている。しかし、外部のある園長からは、「いろいろな学校が来て、案内を置いていくけれど、多すぎてしまい、どの内容はどの学校に相談すればいいのか分かりにくいですね。」という指摘もあつた。

平成 15 年度の調査・研究では、このような現状を明らかにすると同時に、各学校が備えているいろいろなセンター的機能を「教育相談」「研修・研究」「理解・啓発」という 3 つの枠組みにまとめることを行った。

枠組みを設けることで期待できる効果は、基本的な共通の内容を整理し提示できることで、盲・聾・養護学校が備えるべきセンター的機能が把握しやすくなり、各学校は、自校の取組内容に過不足がないように注意できることである。また、外部から見た場合、盲・聾・養護学校がセンター的役割として提供できるサービスを、見えやすく、分かりやすく示し、利用しやすいものにするのである。さらに、外部の人にとって分かりやすいことは、盲・聾・養護学校の教職員にとっても理解しやすいことである。したがって、センター的役割についての共通理解を持って、全校体制で取り組むことに有効であると考えられる。また、3 つの枠組みという共通の窓口を通して、学校間や他の専門機関と連携を行えることは、共通認識の下で、連携の正確さや効率化が図れるものである。

2 年目の平成 16 年度には、県西部地区の盲・聾・養護学校において実践的研究に取り組んだ。その成果として、この盲・聾・養護学校 8 校の具体的な実践事例を「学校体制とコーディネーター」「理解・啓発と地域の相談支援体制」「研修・研究の支援と連携」というテーマに分類してまとめることができた。また、県内全ての盲・聾・養護学校のセンターとしての実践事例をコンパクトにまとめた冊子「盲・聾・養護学校活用ハンドブック」を作ることもできた。これらを合わせれば、現状での盲・聾・養護学校のセンター的役割について全体を把握することができると言えよう。

また、平成 16 年度は、盲・聾・養護学校が連携してセンター的役割を果たすために、「盲・聾・養護学校間ネットワーク」を立ち上げ、その在り方を追究した。

現在のように障害の重度・重複化や多様化が進んだ状況においては、各学校が地域でセンター的役割を果たしていく際に、各学校の障害種に応じた専門性で対応する他に、別の障害種の学校と協力し合つて対応した方が、より適切な支援になることが多くなつてきている。その学校間の

連携をスムーズに行うための組織として、盲・聾・養護学校間ネットワークの必要性は高まっている。このことについては、平成 15 年度の研究報告において述べていることである。

盲・聾・養護学校間ネットワークを立ち上げた一番の効果は、県内の盲・聾・養護学校でセンター的役割を中心的に担っている担当者が、顔と顔を合わせて話をするのであり、そこにできる人と人のつながりである。日ごろ、各盲・聾・養護学校は近くにありながら、自校の教育活動に専念するあまり、隣の学校がどんな取組をしているのか、どんな専門家がいるのかなどについて、気になりながらも知る機会を逸していたことが多いと思われる。平成 16 年度の取組によって、学校間の情報の流れや共有化はとてよくなっている。また、地域の中で盲・聾・養護学校が共同で教育相談会を実施するようになったり、共同で学校案内や教育相談のパンフレットを作成したりと、連携して地域の支援に取り組む計画が具体化され、実行されてきている。

各学校は、自校の特色を生かした独自の取組を大切にしながら、地域の人々や関係機関に対しては、特別支援教育のセンターとして、どの学校でも「教育相談」「研修・研究」「理解・啓発」について一定レベルのサービスの提供ができる体制づくりが進んできたと思われる。

また、本年度は、県の特別支援教育センターとしての特別支援教育課発足を機に、情報発信に力を入れてきた。そこで、「盲・聾・養護学校間ネットワーク通信」を作成し、県内の盲・聾・養護学校が一体となって特別支援教育の推進に取り組んでいることを、県内の小・中学校に向けて情報発信し続けてきた。本課のホームページにも「盲・聾・養護学校が行う研修会」「盲・聾・養護学校が講師派遣できる研修(一部紹介)」「教材・教具集」「ネットワーク通信」等、収集した情報を掲載し、広く情報発信に努めてきた。研究の成果をその都度発信していくと、内容についての問い合わせや資料の請求がある。特別支援教育に関する情報が求められていることを実感するとともに、定期的に情報発信を継続することが理解・啓発にとって有効であることを確認できた。

## 2 今後の課題について

2 年計画の研究を終えるにあたり、成果としては、特別支援教育の推進を支える基礎になる部分として、盲・聾・養護学校のセンター的役割とその在り方についてまとめることができた。

そこで今後は、小・中学校における特別支援教育の推進を研究テーマとし、小・中学校における校内委員会の整備と、中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターの在り方を、具体的に明らかにしていきたいと考える。

また、盲・聾・養護学校についても、地域のセンターとしての役割を果たすためには、多様化していくニーズに対応して、いろいろな専門性を持った教師が連携して支援に当たることや、地域の各専門機関との連携を図ることが必要であることから、引き続き、盲・聾・養護学校がそれぞれの専門分野を生かして連携する方法を探る必要がある。

従って今後は、盲・聾・養護学校間ネットワーク及び小・中学校との連携の在り方について、研究を継続していくようにしたい。そして、平成 17 年度は、特別支援教育コーディネーター養成研修や軽度発達障害スペシャリスト養成研修の研修メニューの中に、盲・聾・養護学校と小・中学校等の連携による実習を計画し、その実践の中から見えてくる連携の具体例を研究に反映させていくことや、調査・研究の中から得られた知見を研修の中に生かしていくこと等、研修と研究の成果を相互に反映させていくことを重要な課題として押さえていくようにしたい。また、県の特別支援教育センターとしての使命を重く受け止めながら取り組んでいきたいと考える。

## 【参考文献・資料】

- 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」  
 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 2003
- 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」  
 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会 2004
- 「静岡県高等学校校長会会誌 第40号」 静岡県高等学校長会盲・聾・養護委員会 2002
- 「特殊教育学研究 第36巻 第5号」 日本特殊教育学会 1999
- 「平成10年・11年  
 養護学校等の地域障害児教育支援機能の在り方に関する研究委員会報告書」 神奈川県立第二教育センター 2000
- 『季刊 特別支援教育 NO4』 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集 2001
- 『季刊 特別支援教育 NO9』 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集 2003
- 『季刊 特別支援教育 NO12』 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集 2004
- 『季刊 特別支援教育 NO14』 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集 2004
- 『季刊 特別支援教育 NO15』 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集 2004
- 大川原潔 編集代表 『新しい就学基準とこれからの障害児教育』 中央法規 2003
- 福岡寿 編著 『コーディネーターがひらく地域福祉』 ぶどう社 2002
- 石隈利紀・田村節子 著 『チーム援助入門』 図書文化 2003
- 文部科学省 著 『学習障害への教育的支援 全国モデル事業の実際』 ぎょうせい 2002
- 文部科学省 著 『学習障害への教育的支援 続・全国モデル事業の実際』 ぎょうせい 2003
- 全国特殊学級設置学校長会 編著 『特別支援教育時代』 三晃書房 2002

## 【研究組織】

### 平成 16 年度

#### 研究協力指定校

静岡県立袋井養護学校

#### 研究協力員

県立浜松盲学校	教諭	日野 朋成
県立浜松聾学校	教諭	大石 雅之
県立袋井養護学校	教諭	揚張 加代子
県立浜松養護学校	教諭	深澤 裕子
県立浜名養護学校	教諭	和久田 欣慈
県立西部養護学校	教諭	山村 節子
県立天竜養護学校	教諭	中島 芳江
浜北市立養護学校	教諭	酒井 英夫

#### 研究顧問

静岡大学教育学部	教授	大塚 玲
----------	----	------

#### 研究担当所員

教育支援部長	望月 雅子
特別支援教育課長	大城 直明
指導主事	小滝 剛司
指導主事	村本 幸雄
指導主事	伊東 邦雄
センター教授	向井 剛

### 平成 15 年度

#### 研究協力指定校

静岡県立袋井養護学校

#### 研究協力員

県立浜松盲学校	教諭	日野 朋成
県立浜松聾学校	教諭	藤田 則吉
県立袋井養護学校	教諭	小泉 智子
県立浜松養護学校	教諭	深澤 裕子
県立西部養護学校	教諭	山村 節子

#### 研究顧問

静岡大学教育学部	教授	大塚 玲
----------	----	------

#### 研究担当所員

教職研修部長	浮穴 學
教職研修課長	鈴木 浩
指導主事	大城 直明
指導主事	小滝 剛司
指導主事	村本 幸雄